平成22-24年度 有料老人ホームサービス第三者評価 モデル事業実施報告書

平成25年10月 (公社)全国有料老人ホーム協会

INDEX

- 1. 事業実施目的
- 2. 評価プログラム
- 3. モデル事業実施内容
- 4. 評価結果
- (1) 自己評価結果と第三者評価結果
- (2)評価群ごとの評価結果

1. 事業実施目的

有料老人ホームサービス第三者評価事業は、平成15年度より本協会会員を対象に 実施してきたが、毎年受審ホームを公募する任意参加の事業であり、対象ホームは一 年度あたり数十ホームにとどまってきた。

そこで、平成22年度から24年度までの3年間をモデル事業期間として位置付け、協会登録ホームすべての評価を行い、ホームの質の向上を図ることを目的として実施したものである。

事業に用いる評価プログラムは、平成13年度に社会福祉・医療事業団(現在の医療機構)の補助金を得て策定したもので、その後事業関係法令の改正等に伴って内容を改訂し続けている。

有料老人ホーム事業者には、自立者、要支援者、要介護者等、様々な状態の入居者に対し、日々の生活支援から介護までのサービス提供について、常に自ら質の向上を図ることが求められる。他方で、平成12年度の介護保険制度施行を機に、有料老人ホームにおける介護サービスの一部は、"特定施設入居者生活介護"事業に位置づけられ、また平成18年度には"介護予防特定施設入居者生活介護"及び"地域密着型特定施設入居者生活介護"事業が創設された。ただし同年には地方公共団体がこれら特定施設事業の指定を拒否できる総量規制が開始されたことから、有料老人ホーム類型上では、こうした介護付ホームは4割にまで低下した。

有料老人ホームが提供する各種サービスは、実際にサービスを受けてみなければ質の良否が見極めにくいことから、入居者が自分に合ったホームを選択する上で、サービスの質や内容を第三者が評価した情報の公開が不可欠である、と本協会では考えている。したがってサービス評価事業は、事業者が提供するサービスの現状を第三者評価期間が適正に評価することによって、サービスの質の確保・向上を図り、ひいては入居希望者の選択に資することを目指している。

2. 評価プログラム(Ver. 6.2)

(1) プログラムの理念

評価プログラムは、次の3つの基本理念に基づき構成されている。

❶個人意思の尊重

すべて入居者は、個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしいサービスを保障される権利を有すること

2自立支援

介護を含むすべてのサービスが、入居者の自立支援という観点で提供されること。また、自己決定のできない入居者に対しては、家族等の連携のもとで適切なサービスが提供されること

❸サービスの質の向上

入居者への個別対応の方法を常に検討し、さらにサービス全体の質を高めるための努力が行われていること。また、入居者と社会との関わりについて、十分な配慮が行われること

(2)評価スケール

有料老人ホームは、それごとにサービスの特徴が異なっており、入居者においても、ハード面を重視する方もいればサービス面を重視する方もいる。この、一元的な捉え方が難しい"サービス"の評価、ということを念頭に置けば、ホーム全体の評価については、価格や他の要素なども加味する必要がある。したがって、評価の結果として、Aスケールの合計数の多寡が必ずしも当該施設の優劣を判断するものとは限らないことに留意が必要である。

そのため、本評価事業では、特にスケーリングが簡易にできるよう評価スケールを 設定し、総合評点制度や利用者調査(アウトカム)等は実施していない。

本モデル期間中は評価スケールの内容を共通化する必要があったため、大幅な改訂は実施しなかった。ただし平成24年4月の老人福祉法改正を受け、スケール2.2.10(短期解約特例)の内容のみ、一部修正している。

① 全体構成

評価スケールは、以下の7つのグループのもと、全107項目から成っている。

大項目(7群)	小項目(107項目)
1. 事業主体の経営姿勢	2 0 項目
2. ホームの運営方針	3 0 項目
3. 建物・設備	7 項目
4. 生活サービス	6 項目
5. 食事サービス	7 項目
6. ケアマネジメント	15項目
7. ケアサービス	2 2 項目

② 評価スケールの内容

上記の小項目それぞれについて、A・B・Cの評価水準を設定している。

例:1-1-2 経営における社会的責任

有料老人ホーム事業者に求められる関係法令・規範等を遵守すべく、どのような取り組みを行っていますか。

- A 遵守すべき法令・規範・倫理等を盛り込んだ自主行動基準を策定し、必要 な職員研修を実施している。
- B 法令・規範・倫理遵守等をテーマにした職員研修を行い、職員に啓発している。
- C 上記の取り組みを行っていない。

Bスケールを、法令等遵守又は本協会が考える基本水準としており、Aスケールは

これを満たした上でさらに優れた取り組みと認められる場合に設定している。ただし。 第三者機関の評価に際し、Aスケールで定義づけられた取り組みと異なる独自の取り 組みが行われている場合は、評価機関が判断することとなる。また、CはBの水準を 満たしていない場合のスケールである。

なお、評価スケールによってはホームが提供すべきサービスの範囲外であるものもある。例えば、住宅型ホームでは特定施設利用計画の作成に関するスケールなどで、この場合は「非該当」となる。ただし、ホームが自己評価上で非該当としたスケールでも対応すべきものである場合は、評価機関がA~Cのいずれかの評点を付すこととなる。

〇評価スケールの項目内容

- 《1. 事業主体の経営姿勢》
- 1.1.1 経営姿勢の周知
- 1.1.2 経営における社会的責任
- 1.1.3 コンプライアンスへの取り組み
- 1.1.4 法人の事業計画策定
- 1.2.1 財務状況の改善・向上
- 1.2.2 資金管理
- 1.3.1 事業関連情報の共有
- 1.3.2 個人情報保護義務
- 1.3.3 個人情報の管理
- 1.4.1 職員の育成
- 1.4.2 職員の評価・報酬
- 1.4.3 人事考課
- 1.4.4 職員のモチベーション維持
- 1.4.5 職員の就業状況への配慮
- 1.4.6 中間管理職の役割
- 1.4.7 資格取得への支援
- 1.4.8 入居募集に係る職員への指導
- 1.5.1 入居者の権利擁護
- 1.5.2 権利擁護に係る外部との連携
- 1.5.3 虐待防止への組織的対応

《2. ホームの運営方針》

- 2.1.1 運営理念の周知
- 2.1.2 ホームの事業計画の策定・評価
- 2.2.1 見学受け入れの姿勢
- 2.2.2 体験入居への取り組み
- 2.2.3 入居条件の緩和
- 2.2.4 契約書類内容の整合性

- 2.2.5 契約関係書類の開示時期
- 2.2.6 特定施設利用契約の説明時期
- 2.2.7 利用料改定方法
- 2.2.8 契約解除に係る入居者保護
- 2.2.9 保全措置
- 2.2.10 短期解約特例 ⇒ver6.2 において改定
- 2.2.11 原状回復取扱規程
- 2.3.1 要介護者等への職員配置
- 2.3.2 夜間の職員配置
- 2.3.3 サービスの質向上への取り組み
- 2.3.4 ニーズの把握
- 2.3.5 運営懇談会の開催
- 2.3.6 ホーム運営状況の報告方法
- 2.3.7 介護保険会計との区分
- 2.3.8 ホーム以外の事業会計との区分
- 2.3.9 社内の苦情処理体制
- 2.3.10 社外の苦情処理体制
- 2.3.11 損害賠償
- 2.4.1 金品授受の取扱い
- 2.4.2 業務マニュアルの策定・見直し
- 2.4.3 事故防止への取り組み
- 2.4.4 感染症予防の取り組み
- 2.4.5 災害対策マニュアルの整備
- 2.4.6 防災訓練の実施
- 《3. 建物・設備》
- 3.1.1 バリアフリー
- 3.1.2 緊急通報装置
- 3.1.3 安否確認の実施
- 3.1.4 車いすでの移動
- 3.1.5 相部屋でのプライバシー配慮
- 3.1.6 共用施設の設置
- 3.1.7 来訪者との談話スペース
- 《4. 生活サービス》
- 4.1.1 生活相談業務
- 4.1.2 小口現金の管理
- 4.1.3 生活利便サービスの実施
- 4.1.4 外部からの生活サービスの導入
- 4.2.1 コミュニケーション

4.2.2 アクティビティの計画的な実施

《5. 食事サービス》

- 5.1.1 バリエーション
- 5.1.2 入居者のニーズの反映
- 5.2.1 自立の観点での食事介助
- 5.2.2 疾病に対応した食事の提供
- 5.2.3 適温での提供
- 5.2.4 個別の食事管理
- 5.2.5 口腔ケアへの取り組み

《6. ケアマネジメント》

- 6.1.1 介護の提供方針
- 6.1.2 接遇上の配慮
- 6.1.3 介護保険の制度説明
- 6.2.1 ケアマネジメントの実施
- 6.2.2 個別アセスメントの実施
- 6.2.3 ケアプランの作成
- 6.2.4 暫定ケアプランの作成
- 6.2.5 ケアプランの見直し
- 6.2.6 ケース会議等の開催
- 6.2.7 ケース会議等の個人情報利用
- 6.2.8 家族等との連携
- 6.2.9 身体拘束廃止への取り組み
- 6.3.1 職員の技術向上
- 6.3.2 職員の認知症介護技術向上
- 6.3.3 サービス評価の実施

《 7 . ケアサービス 》

- 7.1.1 健康管理
- 7.1.2 緊急通報装置への対応
- 7.2.1 閉じこもりの予防
- 7.3.1 個別ケア(入浴)の実施
- 7.3.2 入浴介助時のプライバシー配慮
- 7.3.3 入浴環境の整備
- 7.3.4 入浴介助中の事故防止対策
- 7.4.1 個別ケア(排泄)の実施
- 7.4.2 排泄介助時のプライバシー配慮
- 7.4.3 おむつ交換の実施
- 7.4.4 臭気への配慮

- 7.4.5 排泄介護用品の選定
- 7.5.1 褥瘡予防
- 7.5.2 寝・食分離への取り組み
- 7.5.3 福祉用具の選定
- 7.5.4 館外での介助
- 7.5.5 機能訓練の実施
- 7.5.6 居住環境の整備
- 7.5.7 他の入居者との関わりの支援
- 7.6.1 医療機関との協力
- 7.6.2 家族との医療面での連携
- 7.6.3 服薬管理の実施

③ 評価スケールの個別解釈

評価スケールごとに、「設問のポイント」を設置してあるが、これは老人福祉法や有料老人ホーム設置運営標準指導指針、介護保険法令、消費者契約法、等において、事業者に求められるコンプライアンス上の要求事項を簡単に解説した内容や、評価スケールを解釈するためのポイントを示している。

④ その他 (使用する用語の定義)

評価スケールの解釈に資するため、使用している用語のうちで誤認されやすいもの については、以下の定義を行っている。

- ①「指針」: 厚生労働省・有料老人ホーム設置運営標準指導指針(H18.3.31 改正)を指す。
- ②「令37」「令」:厚生省令第37号(H11.3.31 介護保険サービス基準)を指す。
- ⑤「企25」「令」: 老企第25号(H11.9.17厚生省令第37号の解釈通知)を指す。
- ⑥ 「指定特定施設」:介護保険の特定施設入居者生活介護事業者を指す。
- ⑤「入居者」:ホームの入居者全体、または特定施設等の利用者全体を指す。
- ⑥「入居者等」:入居者及びその家族等を指す。
- ⑦「要介護者等」:要支援者又は要介護者を指す。
- ⑧「職員」: 常勤か非常勤かを問わず、指揮命令下にあるすべての役職員を指す。
- ⑨「定期的」: 一定の期間を指す。
- ⑩「多床室」: 2名以上の要介護者等が入居する居室を指す。
- ①「公表」: 広く社会に発表すること。消費者の求めがあって交付する場合は含まない。ホームページ等への掲出などが含まれる。

3. モデル事業実施内容

本協会の平成22年度事業計画上で平成24年度末までに協会登録ホームすべてに対し第三者評価の受審を求めることが決議された。これに基づき、単年度あたり約200ホームを対象に3年間のモデル事業を実施することとなった。

義務受審ホームの選定は、本協会において順次行い、これに任意で受審を希望するホームを加えて実施した。ただし、諸事情により期間内に受審できないホームについては、平成25年度事業に譲ることとなった。

諸費用について、義務受審ホー本協会予算で対応し、任意受審ホームのみ受審費用 (税込 20 万円)、評価員 2 名の現地調査交通費、現地での検食費用を自己負担するこ ととした。

評価結果については、モデル事業期間である観点で本協会HPでの個別公表は行わないこととし、会員自身の任意公表に委ねた。これを受け一部の会員は評価結果を積極的に公表し、消費者が他ホームと比較する上での選択につながる取り組みを行った。

これらの積極的な取り組みを受け、地方公共団体によっては、自治体福祉サービス 評価の免除や、介護サービス情報公表制度の訪問調査免除、等の対応がなされること となったのは、会員にとっても本事業への参画による二次的なメリットとなったもの であろう。

具体的な事業は、以下の実施要領に基づき次のステップで実施した。

- ① 受審ホームによる自己評価の実施
- ② ホームから評価機関への自己評価結果及び関係資料の送付
- ③ 評価機関による事前のアセスメント
- ④ 評価機関による現地調査(1日間)
- ⑤ 評価機関による評価結果の作成(評価結果、及び「優れた取り組み」「改善を要する 点」に対する所見書)
- ⑥ 評価結果の受審ホームへの一時伝達
- ⑦ 受審ホームによる所見、照会事項の報告
- ⑧ 最終評価結果の確定

〇事業実施要領(平成24年度の例)

【受審ホーム/評価機関用】

第1条 この実施要領は、社団法人全国有料老人ホーム協会(以下、「本協会」という。) が協会登録ホームに対して行う、第三者評価事業の実施要領を定めることにより、公平 かつ適切な評価事業を実施することを目的とする。

- (サービス評価プログラムの策定・改定)
- 第2条 本協会はサービス評価プログラムを策定する。
- 2 関係法令の改正等によって重要な制度変更が行われる場合、又は評価事業の実施において必要と思われる場合には、プログラムを改定する。
 - ⇒平成24年度に使用するプログラムは、「Ver6.2」です。協会HPの会員事業者ページ・報告書 に掲出。

(評価スケール)

第3条 評価スケールは、1個の設問に対して A・B・C の3種類とする。ただし、評価 に当たってホーム類型の違い等によりいずれのスケールにも該当しない場合は、非該当 とすることを認めることがある。

(評価機関との契約)

- 第4条 協会は、公募を行った上で、評価実績が多くかつ評価方法が適切と考えられる評価機関を登録するものとし、評価事業を行うに当たって協会は評価機関との間で文書により事業委託契約を締結するものとする。
- 2 具体的な契約事項については別に定める。
- 3 本条の契約に係る費用の額は、別に定める。
 - ⇒今年度の指定登録評価機関は昨年度と同一の3機関です(五十音順)。
 - ・株式会社川原経営総合センター ・株式会社ぎょうせい総合研究所
 - ・特定非営利活動法人福祉経営ネットワーク
 - ⇒本協会の今年度事業計画に基づき、受審ホームの自己負担はありません。
 - ⇒本協会が指定する以外に、任意で受審する場合、受審費用は1ホーム当たり20万円 (税込)で、このほか調査員の旅費交通費、訪問調査時の昼食代が必要です。

(受審ホームの選定)

- 第 5 条 協会は毎年、第三者評価を受審するホーム(以下、「受審ホーム」という。)を選定 するものとし、その選定方法については別に定めるものとする。
 - ⇒平成22年度の通常総会決議により、3年間で協会登録全ホームの評価を実施します。
 - ⇒今年度の受審対象ホームは、平成22~23年度に未受審のホーム、及び任意で受審 を希望するホームとなります。
 - ⇒訪問調査日の決定は、最終的に評価機関と受審ホームとの間で行ないます。本年度は ホームの希望を受け、10月22日(月)を目途として調整を行い、評価機関から協 会へ報告していただきます。
 - ※受審ホームが事前に希望した日程については極力尊重しますが、特定の時期に集中した場合は、他の日程に変更していただく場合があります。

(受審ホームによる自己評価)

- 第6条 受審ホームは、あらかじめ定められた期間内に、評価スケールに基づく自己評価 を行い、その結果を所定の様式に入力して担当する評価機関へ送信するものとする。
- 2 受審ホームは自己評価結果の送信に併せて、別に定める事前提出資料を評価機関に送付するものとする。
 - ⇒「評価シート」様式を使用。協会HPの会員事業者ページ・報告書に掲出。

(調査業務)

- 第7条 評価機関による評価業務における調査は、書面調査及び訪問調査による。
- 2 書面調査は、第6条に定める自己評価結果、及び事前提出資料に基づき、評価スケールごとにサービスの実施状況等を確認する方法により行う。
- 3 訪問調査は、書面調査を踏まえ、訪問調査者2名が現地において評価スケールに 沿って運営やサービスの実施状況を確認する方法により行う。
- 4 前項の調査に際し、訪問調査者は、協会が発行する評価者証明書を受審ホームに提示 する。
 - ⇒訪問調査は概ね1日がかりで行われます。受審ホームでは、入居者と同じ昼食を訪問 調査者(2名)用にご準備ください。費用は現金で支払いますので領収証の発行をお 願いします。

(評価結果)

- 第8条 評価結果は、当該評価業務に携わった訪問評価者の合議によりとりまとめる。
- 2 前項の評価結果については、訪問調査を実施した月の翌月15日までに、所定様式に て協会に報告する。
- 3 前項の報告を受け、協会は速やかに受審ホームへ評価結果を通知する。
 - ⇒評価結果(評価スケールの評価結果、よい取り組み・改善を要する点へのコメント) は、現地調査を実施した翌月15日までに評価機関から協会へ報告され、その後、受 審ホームへ通知されます。

(受審ホームの報告義務等)

- 第9条 前条の評価結果を受けた受審ホームは、あらかじめ定められた期限までに、評価 結果に対するコメントを協会に報告する。
- 2 受審ホームにおいて評価結果が不服である場合、所定様式をもって不服内容を協会へ 連絡するものとする。
- 3 前項の連絡が合った場合、協会は受審ホームと評価機関双方の意見を踏まえて最終評価結果を決定する。
 - ⇒評価結果を受け取った受審ホームは、評価シート上の所見を協会に提出していただきます。その際、評価スケールの解釈等、第三者評価結果に疑問がある場合は協会に申し立てます。

(評価費用の支払い)

- 第10条 評価機関は、別に定める方法により本協会に対し請求を行うものとする。
 - ⇒評価機関は、報告書の提出と同時に当該案件にかかる所定様式に基づく請求書を協会 に郵送し、協会は請求月の翌月の応当日までに銀行振込を行います。
 - ⇒ただし、2月の案件については、3月10日までに報告書と請求を同時に行い、協会 は3月末日までに銀行振込を行います。
 - ※報告書と請求書の案件に不整合がないよう注意してください。
 - ⇒自己負担で任意受審するホームにおいては、評価機関との間で直接請求処理を行なう ものとし、その方法は協会から対象ホームへ事前に伝達します。

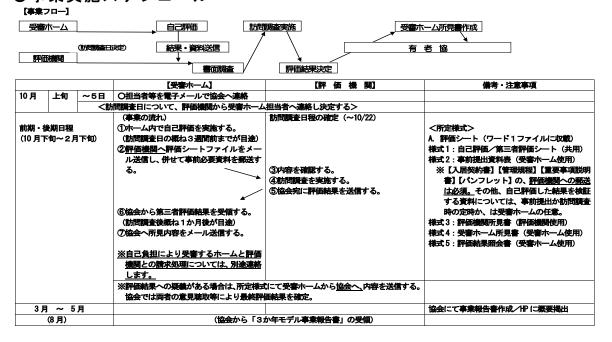
(評価結果の公表・報告)

- 第11条 協会は、受審ホームごとの評価結果を、協会のホームページ上で公表する。
- 2 受審ホームは、自己のホームページ等において評価結果の公表に努めるものとする。
- 3 協会は、事業年度終了後3か月以内に作成する事業報告書要旨を、協会ホームページ に掲出する。
 - ⇒平成22~24年度は個別評価結果の公表は行いません。

(ロゴマークの使用)

- 第12条 受審ホームにおいては、受審年度を記載した本事業のロゴマークを当該ホーム の広告表示等に限って使用することができる。
 - ⇒入居者募集や他事業者との差別化の観点で、本事業のロゴマークを受審ホームに関す る宣伝広告にのみ使用することができます。(ロゴマーク今後作成)

〇事業実施スケジュール



〇評価機関業務委託契約 (平成24年度の例)

平成24年度サービス評価事業に係る業務委託契約書

委託者 社団法人全国有料老人ホーム協会(以下、「甲」という。)と、受託者 〇〇〇〇(以下、「乙」という。)とは、甲が行う「平成24年度サービス評価事業」(以下、「評価事業」という。)において 乙を登録評価機関とする業務委託契約を次のとおり締結した。よって本契約成立の証として契約書を 2 通作成し各自記名押印の上、各 1 通を保有する。

(契約の内容)

- 第1条 甲は、評価事業における受審対象有料老人ホーム(以下、「受審ホーム」という。)の評価業務の一部を、登録評価機関である乙に委託する。
- 2 前項の事業内容の詳細は、「有料老人ホームサービス第三者評価事業実施要領」に定めるものとする。
- 3 第1項の受審予定ホーム名は、別表に記載のとおりとする。

(乙の業務内容)

- 第2条 乙が受託する業務内容は、以下の通りとする。
 - ー 甲が策定するサービス評価プログラムに基づく、受審ホームごとのサービス評価業務(事前の 資料確認、2名の評価員による現地調査1回)。
 - 二 前号の評価結果の、甲に対する所定様式による報告書の作成・提出
 - 三 業務実施に当たって甲が事前研修会を開催する場合の参加

(契約期間)

第3条 本契約期間は、平成24年11月1日から平成25年3月31日までとする。

(受審ホームの選定)

第4条 受審ホームは、甲において選定するものとする。

(費用)

- 第5条 本契約に基づく費用として、1受審ホーム当たり20万円(消費税込)を、甲は乙に支払う。 また、現地調査に係る交通費及び、甲が認める場合の宿泊費用については、事後において甲が実費 精算するものとする。
- 2 第2条第三号に係る費用のうち、2名分の受審ホームまでの交通費は、事後において甲が実費精 算するものとする。
- 3 受審ホームのうち、平成22年度または同23年度に受審した者は任意受審対象とし、費用は前 二項に準じるものとして請求管理は評価機関と対象ホームとの間で直接行なうものとする。

(委託料の支払)

第6条 乙は、本契約期間内において各月15日までに別に定める支払請求書を甲に提出し、甲は請

求内容を精査した上で所要の額を翌月15日又は応答日までに支払うものとする。

- 2 前項の請求は平成24年2月までとし、これを超えるものについては3月10日までに完了する ものとする。
- 3 第1項の請求対象は、暦月15日までに、第2条第二号に定める報告書を甲に提出した案件のみとする。なお、当該請求書に添付する領収証は原本を用いるものとする。

(守秘義務)

第7条 乙は、本事業の遂行において知り得た甲に関する情報、または受審ホームの評価にかかわる情報について、本契約期間中、及び本契約終了後においても、第三者に漏洩しないものとする。

(損害賠償)

- 第8条 乙は、本契約の履行に伴い、甲又は受審ホームに対し、乙の責に帰すべき事由による前条の 規定違反や現地調査時点における事故発生等により損害を与えたときは、所要の損害賠償の責を負 うものとする。なお、乙と受審ホーム間における損害賠償については、双方が別途締結する評価契 約においてその詳細を規定するものとする。
- 2 甲は、本契約の履行に伴い、乙に対し、甲の責に帰すべき事由により損害を与えたときは、所要 の損害賠償の責を負うものとする。

(契約の解除)

第9条 甲及び乙が本契約に定める義務を履行しないときは、その相手方に一定相当の期間を定めて その履行を催促し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除できる。

(信義則)

第10条 本契約に定めのない事項については、双方協議の上、誠意をもってこれを解決する。

平成〇年〇月〇日

甲 東京都中央区八重洲 2 丁目 10 番 12 号 国際興業第 2 ビル 3 階 社団法人 全国有料老人ホーム協会 理事長 福 山 宜 幸

Z

《登録評価機関》(五十音順)

- ・株式会社川原経営総合センター
- ・株式会社ぎょうせい総合研究所
- ・特定非営利法人福祉経営ネットワーク

4. 評価結果

3年間の受審ホームは、義務受審ホームと任意受審ホームを併せて632箇所となった。これらのデータを整理した。

(1) 自己評価と第三者評価結果

対象ホームについて、評価スケールの大項目 (7群)別に自己評価と第三者評価結果を比較した。

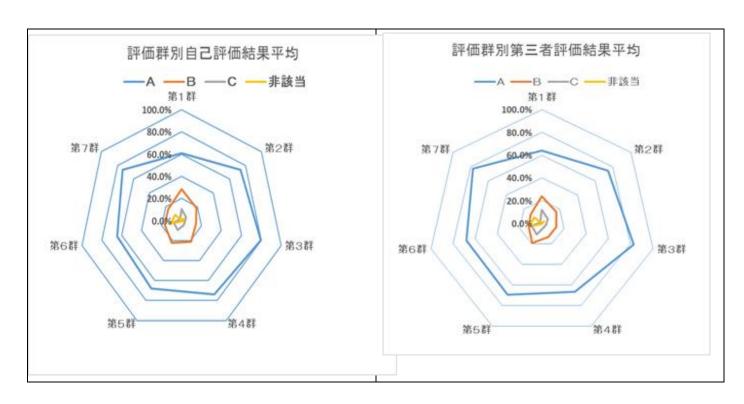
各評点の総平均をみると、A評価が全体の約70%を占める。

	Α	В	С	非該当
自己評価平均	70.5%	19.9%	6.1%	3.6%
第三者評価平均	71.9%	15.7%	6.8%	3.3%

一般的に、A評価は第三者評価より自己評価が低めに出る傾向があるが、第4群のみ第三者評価が低めに出ている。逆に、第4、7群を除きホームの自己評価以上に第三者評価でのC評価が多い。第6群に非該当が多いのは、一定数の住宅型ホームがあるためである。

1 群	事業主体の経営姿勢
2 群	ホームの運営方針
3 群	建物・設備
4 群	生活サービス
5 群	食事サービス
6 群	ケアマネジメント
7 群	ケアサービス

		Α	В	С	非該当
第1群	自己評価	61.0%	28.5%	10.3%	0.2%
万 (杆	第三者評価	64.2%	23.8%	12.0%	0.0%
生の野	自己評価	73.5%	18.6%	5.3%	2.5%
第2群	第三者評価	74.6%	16.0%	6.5%	2.8%
生っ発	自己評価	79.3%	14.6%	3.4%	2.7%
第3群	第三者評価	82.8%	13.1%	4.0%	0.1%
第4群	自己評価	73.8%	21.4%	4.6%	0.2%
寿 4矸	第三者評価	66.6%	13.0%	3.8%	0.0%
第5群	自己評価	67.8%	22.2%	9.3%	0.6%
あり 件	第三者評価	69.7%	19.2%	10.8%	0.3%
生の珠	自己評価	64.4%	16.9%	8.0%	10.7%
第6群	第三者評価	68.0%	11.9%	9.0%	11.1%
第7群	自己評価	73.4%	16.7%	1.7%	8.2%
矛/奸	第三者評価	77.2%	12.7%	1.7%	8.4%



受審ホームの自己評結果は、受審回数とも相関すると考えられる。下記の過去データは、毎年、または1年おきなどに受審するホームの評価結果だが、特にA評価の割合の高さは顕著である。

※参考 平成18~20年度の第三者評価結果

大 項 目		A 評価	B評価	C評価	非該当
1. 運営主体の経営方針	H20	83. 5%	14. 3%	2.3%	0.0%
	H19	80. 1%	15.6%	4. 2%	0.0%
	H18	81.3%	15.0%	3. 7%	0.0%
2. ホームの運営方針	H20	86. 1%	10.1%	2.4%	1.3%
	H19	82.6%	13. 2%	2.3%	1.9%
	H18	81.7%	14. 7%	2.1%	1.5%
3. 建物・設備	H20	79.4%	16.0%	3.4%	1.1%
	H19	78. 2%	15. 5%	2.5%	3.8%
	H18	70. 4%	22.8%	2.1%	1.5%
4. 生活サービス	H20	92. 7%	5. 3%	0. 7%	1.3&
	H19	92. 2%	6.4%	1.5%	0.0%
	H18	87. 7%	1.9%	0.0%	10.5%
5. 食事サービス	H20	86.9%	11. 4%	1.7%	0.0%
	H19	89.1%	9. 7%	1.3%	0.0%
	H18	87. 7%	9.0%	1.1%	0.0%
6. ケアマネジメント	H20	90.6%	7. 7%	1.7%	0.0%
	H19	84.9%	13. 2%	1.9%	0.0%

	H18	89.4%	8.5%	2.1%	0.0%
7.介護サービスの提供	H20	94. 7%	4. 7%	0.5%	0.0%
	H19	90.0%	9.4%	0. 7%	0.0%
	H18	92.9%	6.9%	0. 2%	0.0%
全 体	H20	87. 7%	9.9%	1.8%	0. 5%
	H19	85.3%	11.9%	2.1%	0.8%
	H18	85.3%	11.6%	1.6%	1.5%

[※]上記データは直近3年分を抽出。項目数やスケールの内容は年度によって 多少異なる。

(2) 評価群ごとの評価結果

集計対象である632ホームについて、評価機関はスケールごとの評点を付した うえで、所見を2種類作成しており、「優れた取り組み」として2,295件、「改善を 要する点」として2,950件の所見が示された。

以下にスケールごとの評価結果を記載する。

なお、別冊で、個別評価結果の評価機関所見を抜粋してレポートする。

これは、実際に受審したホームかどうかにかかわらず、有料老人ホームを運営する上で、また地方公共団体がホームの実態を把握する上で、さらには消費者がホームを選択する上で、重要な示唆に富んだものとなっているので、本報告書を積極的に活用されたい。(所見はホーム名等が特定される箇所を削除した上で、ほぼ原文のままとしている。)

	項目数	第三者評価結果 (割合)			
《第1群》事業主体の経営姿勢	7. D 3X	Α	В	C	非該当
	2 0	64. 2%	23.8&	12.0%	0.0%

〇個別評価結果

1-1-1 経営姿勢の周知					
スケール内容	事業主体の経	営姿勢を、どの	のような形で周	知していますか	١,
	A 法令遵守等	を含む自主行	動基準を策定し	ン、公表してい <i>・</i>	る。
	B 関係法令等	の遵守につい	て、企業理念に	こ盛り込んでい.	る。
	C 上記の取り	組みを行って	いない。		
評価のポイント	関係法令を	遵守する姿勢	を企業理念(経	営理念)文書等	等に規定するこ
	とをB(評価)とし、諸種(の経営姿勢や方	ず針について、贄	当協会が策定す
	る自主行動基準	準モデル(コ)	ンプライアンス	ルール)に基づ	き【法令遵守・
	企業理念·具体	的な項目につ	いての行動基準	≛】等をとりま。	とめ、消費者に
	対し、インタ	ーネット等を	通じて公表(世	間一般に対しタ	発表すること)
	することで、	経営の透明性で	を確保している	場合をAとした	
評価結果	Α	В	C	非該当	
	28.2%	63.8%	8.0%	0.0%	

	C 上記の取	C 上記の取り組みを行っていない。			
評価のポイント	をBとし、さ	コンプライアンスについて、職員研修のカリキュラムに加えている場合をBとし、さらに自主行動基準を策定し、これに沿った職員研修を行っている場合をAとした。			
評価結果	Α	В	С	非該当	
	44.4%	49.4%	6.3%	0.0%	

1-1-3 コンプライアンスへの取り組み						
スケール内容	全社的に自主	三行動基準の活	用を図って	いますか。		
	A 社内にコ	ンプライアン	ス委員会を設	置するなど、	組織的に自主行動基	
	準を運用して	いる。				
	B 自主行動基準を策定し、職員に周知している。					
	C 自主行動	C 自主行動基準の策定・運用を行っていない。				
評価のポイント	自主行動基準	自主行動基準を策定規定するだけでなく、委員会や責任者類を設置する				
	などして組織的に運用している場合をAとした。					
評価結果	Α	В	С	非該当		
	41.8%	19.1%	39.0%	0.0%		

1-1-4 法人の事業計	一画				
スケール内容	適切に事業計	一画を策定して	いますか。		
	A 中長期の	事業計画を策り	定し、必要な	都度見直しを	行っている。
	B 単年度の	事業計画を策り	定している。		
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。		
評価のポイント	法人としての	事業計画(昇	具体的な事業	目標と収支予	算が設定されている
	もの)につし	ヽて、単年度計	+画だけでな	く中・長期計	画を立て、当該事業
	計画が形骸化	こしないよう、	適宜見直し	を行っている	か、を問うものであ
	る。				
	中長期計画を	策定していて	も見直しを	行っていないナ	場合はBとする。
評価結果	A	В	С	非該当	
	48.0%	35.3%	16.8%	0.0%	

1-2-1 財務状況の改	て善・向上
スケール内容	法人の財務状況について、改善や向上に向けた取り組みを行っていますか。 A 改善・向上に向けた具体的な取り組みを行っており、前年度との比較で成果が現れている。

	B 改善・向上に向けて具体的な取り組みを行っている。					
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。			
評価のポイント	事業の安定系	怪営を確保する	6上では、法	人の財務状況	を安定化させること	
	は最も重要な	は最も重要な要素である。				
	現状で財務	(決算)状況か	(安定してい	る場合でも向	上を図り、また必ず	
	しも良好な状況でない場合は改善を図るなど、計画的に取り組んでいる					
	かどうかを問うものである。					
評価結果	Α	В	С	非該当		
	67.7%	19.9%	12.2%	0.2%		

1-2-2 資金管理					
スケール内容	法人の保有資金について、透明性が確保された資金管理を行っていますか。 A 資金運用等のルールが定められており、運用等に当たっては役員会等の機関決定を行ない、結果が報告されるようになっている。				
	B 資金運用	t 行ない、結束 等のルールが り組みを行っ	定められてい	•	ている。
評価のポイント	入居一時金等の前払い金を含め、社内資金の運用(投資、外部への貸付等)規程を定め、適切にマネジメントを実施しているかどうかを問うものである。				
評価結果	A 61.4%	B 9.9%	C 28.7%	非該当 0.0%	

1-3-1 事業関連情報	1-3-1 事業関連情報の共有					
スケール内容						
	有料老人ホ-	- ム事業に関連	重する法規や	各種の情報に	ついて、社内共有が	
	図られていま	図られていますか。				
	A 必要な情	A 必要な情報は一定の方法で社内に伝達し、いつでも利用できるよう管				
	理が行われている。					
	B 必要な情報は、一定の方法で社内に伝達している。					
	C 上記の取り組みを行っていない。					
評価のポイント	事業環境に適切に対応できるような情報共有と、当該情報の一元管理の					
	実施状況について問うものである。					
評価結果	Α	В	С	非該当		
	85.1%	14.3%	0.6%	0.0%		

1-3-2 個人情報保護義務						
スケール内容	入居者等の個	入居者等の個人情報保護に向け、どのような取り組みを行っていますか。				
	A 個人情報	保護に係る関	係規程を定め	、職員研修等	を通じて周知徹底を	
	図っている。					
	B 個人情報	保護に係る関	係規程を定め	ている。		
	C 上記の取	り組みを行っ	ていない。			
評価のポイント	指針では、フ	居者や身元引	受人の連絡	先名簿、また	入居者の状況に関す	
	る帳簿を整備	しておくこと	: 、と規定し [:]	ている。		
	本項と次項で	では管理すべき	き情報を2つ	に分けており	、本項では個人情報	
	保護法等に基づく情報管理の取り組みについて問うものである。					
	個人保護の関係規程に係る要素として最低限求められるものは、「保護方					
	針、保護規程	₹、公表事項文	【書」である。	•		
	これらを周知	ロするためのフ	5法としては	、職員研修や	各種ミーティング等	
	がある。					
評価結果	Α	В	С	非該当		
	74.9%	13.3%	11.8%	0.0%		

1-3-3 個人情報の管	1-3-3 個人情報の管理				
スケール内容	入居者の個人	、情報 (生活团	E、介護情報	など)につい	て、どのように管理
	していますか	١,			
	A 書類の保	管場所と責任	者を決めて入	、居者ごとに情	報を管理し、個人情
	報保護規程を	定めて情報へ	のアクセス	権限・管理責任	壬等を設定している。
	B 書類の保	管場所と責任	者を決め、入	、居者ごとに情	報を管理している。
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。		
評価のポイント	指針では、介	で護記録を作成	し保管する	ことと、と規り	定している。
	令では、指定	≧特定施設はフ	(居者に対す	る介護サービ	スの提供に関する諸
	記録を整備し	ノ、その完結ℓ	り日から2年	間保存しなけ	ればならない、とし
	ている。				
	さらに、指兌	2特定施設はフ	(居者や家族	から求められ	た場合は、サービス
	の提供方法等	手について理角	解しやすいよ	うに説明を行	う義務を負う、と規
	定している。				
	個人情報保護	莧規程を文書 個	比し、個人情	報管理を適切	に行ってしている場
	合を、Aとし	た。			
評価結果	Α	В	С	非該当	
	65.4%	33.2%	1.4%	0.0%	

1-4-1 職員の育成						
スケール内容	職員の能力向	職員の能力向上に関して、どのような取り組みを行っていますか。				
	A 職階ごと	の人材育成計	画に基づき、	職員一人ひと	りの育成計画を策定	
	している。					
	B 職階ごとの人材育成計画を策定している。					
	C 上記の取	り組みを行っ	ていない。			
評価のポイント	キャリア・パスの設置を推進する観点で、職階(入職時期、雇用年数、					
	役職、等)に	よって人材育	「成の具体的	計画を策定する	る場合を、Bとした。	
	その上で、個	人別に明確な	育成計画を	策定している:	場合をAとした。	
評価結果	Α	В	С	非該当		
	24.6%	47.2%	28.2%	0.0%		

1-4-2 職員の評価・報酬						
スケール内容	職員の業務実	職員の業務実施に対して、適切な評価や報酬上の反映を行っていますか。				
	A 個人の能	カ向上への意	向を把握した	:上で人事管理	を行い、評価結果を	
	給与や待遇面	給与や待遇面で評価するためのルールを運用している。				
	B 評価結果を給与や待遇面で評価するためのルールがある。					
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。			
評価のポイント	キャリア・ノ	パス上で、職員	員を育成する	とともに、結	果を適切に評価する	
	ことが重要である。その結果を給与面や昇格等の待遇面に反映させてい					
	るかどうか、を問うものである。					
	勤務に対する個人の意向を定期・不定期に把握する取り組みを行ってい					
	る場合を、A	とした。				
評価結果	Α	В	С	非該当		
	68.2%	20.4%	11.4%	0.0%		

1-4-3 人事考課	
スケール内容	職員の人事考課が客観的な基準に基づき行われていますか。
	A 人事考課基準を策定した上で、これに沿って定期的な人事考課を行っ
	ている。
	B 定期的な人事考課を行っている。
	C 上記の取り組みを行っていない。
評価のポイント	職員のスキルアップや、やりがいを醸成する上で、人事考課を適切に行
	うことは、有料老人ホーム事業において重要である。
	人事考課の方法は様々であり、その方法は問わないが、実施の定期性を
	Bで評価し、さらに一定の基準をもって人事考課を実施している場合を

	Aとした。			
評価結果	Α	В	С	非該当
	78.8%	9.7%	11.4%	0.0%

1-4-4 職員のモチベーション維持						
スケール内容	職員に求めら	職員に求められる役割について、明確化していますか。				
	A 経験・能	力等に応じた	役割が、期待	水準として明	文化されている。	
	B 職員から	業務提案を募	ったり、意見	. 聴取の場を設	けたりしている。	
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。			
評価のポイント	有料老人ホー	-ムの急増に作	半い、職員の	離職率も高ま	っている。各ホーム	
	において求め	うられる職員の)役割を文書	化し、勤務意	欲の向上や個人の自	
	己啓発につな	がる取り組み	を行ってい	るかどうかを「	問うものである。	
	職種ごとの第	き務範囲を職剤	务分掌等で示	すだけでなく	、ホームが求める職	
	員の役割像を	明確に示して	いるものを	Aとした。		
評価結果	Α	В	С	非該当		
	67.7%	29.3%	3.0%	0.0%		

1-4-5 職員の就業状況への配慮						
スケール内容	A 職員の就 みがある。 B 職員の就	B 職員の就業状況や意向を定期的に把握している。				
評価のポイント	C 上記の取り組みを行っていない。 職員の就業状況等を少なくとも年1回以上の頻度で定期的に把握した上で、就業条件の改善へつなげる取り組み(検討組織、労務管理制度等)を行っている場合をAとした。					
評価結果	Α	В	С	非該当		
	65.0%	21.6%	13.3%	0.0%		

1-4-6 中間管理職の役割			
スケール内容	中間管理職がその役割を果たすための仕組みがありますか。 A 中間管理職としての職務分掌に基づく職員研修を行い、日常業務にお		
	いては業務量が加重にならないよう配慮している。 B 中間管理職としての職務分掌に基づき、必要な職員研修を行ってい		

	る。	る。				
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。			
評価のポイント	中間管理職の	中間管理職の位置付けが明確になっており、フォローアップが行われて				
	いるかどうか	いるかどうか、を問うものである。				
	ここでいう「中間管理職」とは、小規模ホームの場合、例えば施設長と					
	現場の一般職員をつなぐグループリーダー立場の者を指す。					
	必要な対応を図りつつ、過重な業務量とならないような配慮を行ってい					
	る場合をAとした。					
評価結果	Α	В	С	非該当		
	69.6%	11.8%	18.7%	0.0%		

1-4-7 資格取得への支援						
スケール内容	職員に対して、ホームが必要とする業務関連資格の取得支援を行っていますか。 A 資格取得に対する便宜を図り、業務上必要な資格を有している者には、必要に応じて給与待遇面で便宜を図っている。 B 資格取得を奨励し、何らかの便宜を図っている。					
評価のポイント		り組みを行っ この、職員のス		への支援を評価	西する項目。	
	職員が自己負担で資格取得をする場合に、特別休暇の付与や平常勤務の取り扱いを行うなどしている場合はB、さらに資格取得者に対して給与					
	や待遇面での配慮を行う場合をAとした。 なお、ここでいう「職員」は、全社員の場合か、また正社員のみの場合、 かを問わない					
評価結果	Α	В	С	非該当		
	93.1%	4.1%	2.8%	0.0%		

1-4-8 入居募集に係	系る職員への指導
スケール内容	入居募集を担当する職員に対してどのような指導を行っていますか。
	A サービス内容や契約関係書類だけでなく、個人情報保護法、消費者契
	約法、及び景品表示法など、消費者保護に係る関係法規についても指導
	を行っている。
	B サービス内容や関係書類(パンフレット、契約関係書類など)等につ
	いて指導を行っている。
	C 上記の取り組みを行っていない。
評価のポイント	指針では、入居募集の際、誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱
	かせたり、それによって損害を与えたりすることがないよう、実態と乖
	離のない正確な表示をすることとしている。

	れているか る ることに留意	どうかをBとし 意し、不当な事	ンた。その上 募集活動とな	で、募集対象 らないような	解させる努力が行わ が高齢の消費者であ 関係法規の理解を義 いるものを、Aとし
評価結果	Α	В	С	非該当	
	53.1%	42.0%	4.5%	0.3%	

1-5-1 入居者の権利擁護							
スケール内容		 擁護(プラ々 な取り組みを			権、苦情など)につ		
	A 入居者の権利擁護について成文化し、職員に徹底するとともに、入居 者や家族等に周知するため、ホーム内への掲示や文書の配布などを行っ						
	ている。 B 入居者の権利擁護について成文化し、職員への指導を行っている。						
評価のポイント	C 上記の取り組みを行っていない。 入居者の権利擁護に係る姿勢を明文化し、公表している場合をAとした。						
評価結果	Α	В	С	非該当			
	82.3%	8.0%	9.7%	0.0%			

1-5-2 権利擁護に係	る外部との連	携				
スケール内容	入居者の判断	所能力が低下し	した場合、権	利擁護に関し	てどのような取り組	
	みを行ってい	ヽますか。				
	A 家族等へ	の情報提供を	行い、必要に	応じて成年後	見人等や地域の権利	
	擁護機関と追	連携を図ってい	いる。			
	B 家族等に	対し、権利擁護	護に関する情	報を提供して	いる。	
	C 特に対応	していない。				
評価のポイント	指針では、オ	トームに対し、	入居者の生	活に必要な場	合には身元引受人等	
	への連絡等必	必要な措置を請	単じることを	求めており、	さらに関連諸制度の	
	活用について	[も迅速かつ適	動切な措置を 。	とることと規り	定している。	
	本項では、特	寺に認知症等に	こより入居者	の判断能力が	低下し、ホームでの	
	日常生活に支	で障をきたした	:場合の対応:	を問うものでる	ある。	
	家族等に各種	植制度の情報 提	供を行うだ	けでなく、入り	居者保護の観点から、	
	ホームの考え	こ方だけではな	はく、後見人	や権利擁護機	関等(自治体の地域	
	福祉権利擁護機関(社会福祉協議会など))の外部と、適切な連携を図る					
	ことができる	仕組みになっ	ている場合	をAとした。		
評価結果	A	В	С	非該当		
	84.8%	12.7%	2.5%	0.0%		

1-5-3 虐待防止への	の組織的対応					
スケール内容	A 法律が求 虐待防止に係 B 法律が求	系る組織的な 取	業務マニュア り組みを行・ 業務マニュア	ルや就業規則 っている。	ますか。 等に規定した上で、 等に規定している。	
評価のポイント		H18.4月施行の高齢者虐待防止法に基づき、職員研修など虐待防止に関する職員の意識向上を図る取り組みを行っている場合をAとした。				
評価結果	Α	В	С	非該当		
	80.1%	11.0%	8.9%	0.0%		

	項目数	第三者評価結果(割合)			
《第2群》ホームの運営方針	块口奴	Α	В	C	非該当
	3 0	74.6%	16.0%	6.5%	2.8%

〇スケールの評価結果

2-1-1 運営理念の周知						
スケール内容	ホームの運営	は理念について	、関係者に	周知しています	すか。	
	А ホームの	A ホームの運営理念を職員に周知し、さらに入居者等に対しても文書等				
	により周知し	、ている。				
	B ホームの運営理念を職員に周知している。					
	C 上記の取	り組みを行っ	ていない。			
評価のポイント	ホームの運営	1.理念等につい	ヽて、誰を対	象に周知して	いるかを問うもので	
	ある。					
評価結果	Α	A B C 非該当				
	87.9%	10.2%	1.9%	0.0%		

2-1-2 ホームの事業計画の策定・評価							
スケール内容	事業計画を定	きめ、これに沿	}った事業運	営を行っている	ますか。		
	A 食事・生	活・介護等の	業務部門ごと	に年間の事業	計画を定め	ている。	
	B ホーム全	体での年間事業	業計画(活動	目標、サービ	ス向上のた	めの取り	
	組み)を定め	ている。					
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。				
評価のポイント	運営の質を向]上させるため	りに、具体的	な事業計画を	定め、全職	員が目標	
	を持って取り	組むことが重	要である。				
	事業部門ごとに計画を作成・実行し、結果を評価するまでの取り組みを行						
	っている場合をAとした。						
	なお、1-1-4	でいう法人の	事業計画の	中に、ホーム	としての各種	事業部門	
	の事業計画(予算収支がなくても可)が一体的含まれている場合もAと						
	する。						
評価結果	Α	В	С	非該当			
	41.2%	43.3%	15.5%	0.0%			

2-2-1 見学受け入れの姿勢					
スケール内容	入居希望者の見学を、どのように受け入れていますか。				
	A 入居者へのサービス提供に支障がない限り、予約がなくても見学者を				
	受け入れている。				

	B 通常は、予約を受けた上で見学者を受け入れている。					
	C 受け入れていない。					
評価のポイント	消費者による選択の便宜の観点で、特定の見学日を設けるだけでなく、					
	予約がなくても入居者の生活に影響を与えない範囲において、見学でき					
	るような取り組みについて、Aとした。					
評価結果	A B C 非該当					
	98.4%	1.1%	0.3%	0.2%		

2-2-2 体験入居への取り組み							
スケール内容	入居希望者の選択に資する観点で、体験入居制度を実施していますか。						
	A 専用居室	(一般居室や:	介護居室)で	:実施している	•		
	B 共用部分	(体験入居室	、和室など)	で実施してい	る。		
	C 実施して	いない。					
評価のポイント	指針では、「	契約締結前に	体験入居の途	きを設けること	と規定している。		
	本項でいう「共用部分」とは、入居契約上、入居者誰もが共用できる施						
	設を指す(標準契約の「表題部」参照)。体験入居を行って自分の住む居						
	室の住み心地を確認するには、専用居室一自立者であれば一般居室、要						
	介護者であれば介護居室-を利用できることが望ましいため、このよう						
	な対応を図る	場合をAとし	た。				
	なお、「体験	入居室」と称	する施設が専	専用居室と同し	∶構造・仕様で確保さ		
	れている場合	iはAとした。					
評価結果	Α	В	С	非該当			
	95.1%	1.4%	3.3%	0.2%			

2-2-3 入居条件の総	문和
スケール内容	入居希望者が身元引受人を立てられない場合、法律上の観点からどのよ
	うな対応を行っていますか。
	A 入居希望者とホームとの事務管理委託契約等以外に、弁護士などを身
	元引受人に立てたり、成年後見制度を利用したりするなど、第三者の関
	与により入居することができ、ホームとしてそのための支援を行ってい
	る。
	B 入居希望者とホームとの間で、身元引受業務(身上監護、債務保証な
	ど)に関する事務管理委託契約等の仕組みを利用することで入居するこ
	とができる。
	C ホームの関係者が身元引受人となることで、入居することができる。
評価のポイント	有料老人ホームの入居契約では、一般的に身元引受人が、身上監護(医
	療や介護が必要となった場合の相談・意見申述)や債務保証(利用料の支
	払遅滞・不払い時の連帯保証)などの義務を負うが、近年では、身元引
	受人が立てられない、又は入居中に不在となる事例が散見されている。

	これらの場合	1への対応方法	を問うもの	である。		
	ホーム自身か	《身元引受人る	を兼ねる場合	は、自己契約	・利益相反的な性格	
	が強いことか	ゝらCとし、仮	保証金等の金	銭を予め預か	ることにより身元引	
	受人を免除す	「る契約形態を	とる場合を	B(金銭保証	はヘッジできるが、	
	身上監護の配	īでは依然とし	って自己契約	の問題が残る	ことに注意が必要)	
	とした。					
	さらに法律」	この観点から第	第三者性を確	保し、ホーム	としてはその支援を	
	行っているも	のについてA	とした。(本	項は、Bを満	たした上でのAかど	
	うか、は問れ	ない)。また.	. A • B • C	が混在する場	合はCとする。	
	※身元引受力	、を立てなけれ	ιば入居でき	ない、また身	元引受人を不要とす	
	るホームについては、【非該当】とする。					
評価結果	Α	В	С	非該当		
	80.1%	2.8%	2.5%	14.6%		

2-2-4 契約書類内容	の整合性				
スケール内容	入居募集に係	系る文書(入月	号契約書 、重	要事項説明書	、管理規程、パンフ
	レット等)に	こおける「サー	- ビス」及び	「費用」の内	容について、表示と
	実態との乖離	並がないよう努	めています:	か。	
	A 各文書の	表示内容につ	いて、実態と	の乖離がない	か確認を行い、かつ
	文書間の整合	は性を図ってい	る。		
	B 各文書の	表示内容につ	いて、実態	との乖離がな	いか確認を行ってい
	る。				
	C 特に確認	を行っていなり	l,°		
評価のポイント	指針では、フ	居募集の際、	誇大広告等	により、入居	者に不当に期待を抱
	かせたり、そ	けれによって推	書を与えた	りするような	ことがないよう、実
	体と乖離のな	い正確な表示	をすること	が求められてい	いる。
	入居希望者に	に情報開示され	ぃる文書につ	いては、契約	内容の実態との乖離
	がない表示か	が求められてし	いる。内容に	ついての確認	を行い、さらに各文
	書(契約書と	: パンフレット	- の間の記載	内容の違いな	ど)における表示内
	容に整合性を	持たせるため	の取り組み	を行っている	場合をAとした。
評価結果	Α	В	C	非該当	
	92.0%	6.1%	1.7%	0.2%	

2-2-5 契約関係書類	夏の開示時期
スケール内容	入居希望者に対し、契約関係書類(入居契約書、重要事項説明書、管理
	規程)及び財務諸表(損益計算書、貸借対照表)について、どのように
	情報を開示していますか。
	A 入居希望者の求めがあれば、契約関係書類及び財務諸表の要旨を交付
	している。

	B 入居希望	者の求めがあ	れば、契約関	係書類を交付	し、財務諸表の要旨		
	については事	については事務所に常置して閲覧に供している。					
	C 契約関係	書類について	は、入居申込	の段階で交付	している。		
評価のポイント	指針では、フ	し居希望者への) 契約関係書	類の交付は必	須となっている。入		
	居一時金を受	を領する施設で	ぎは、財務諸	表(貸借対照	表及び損益計算書又		
	はそれらの要	要旨)を閲覧に	に供すること	が必要である	。さらに財務諸表の		
	写しを交付することが努力目標とされている。						
	本項目では、	求めに応じて	財務諸表を	交付する場合	をAとした。		
評価結果	Α	В	C	非該当			
	54.5%	37.9%	7.4%	0.2%			

	CD ±11 &L	- 44m			
2-2-6 特定施設利					
スケール内容	入居契約を約	締結する前の 段	段階で、介護	保険指定特定	施設利用契約の内容
	について説明]を行っていま	ぎすか。		
	A 入居契約	締結前に契約□	内容の説明を	行い、重要事	項説明書を交付し、
	さらに利用契	2約を締結する	段階であら	ためて説明をイ	行っている。
	B 入居契約	締結前に契約	内容の説明を	行い、重要事	項説明書を交付して
	いる。				
	C 入居契約	締結前の説明	は行っていな	:w.	
評価のポイント	指針では、身	契約締結に際し	ン、特定施設	利用契約の内	容について、十分に
	説明するよう	求めている。			
	令では、入居	引申込者に対し しょうしょう しょうしょ しょうしん かんしょう しょうしん かんしょう かんしょう かんしょう しゅうしん しゅうしゅう しゅうしゃ しゅうしゅう しゅう	, 特定施設利	用契約の重説	を交付して説明する
	旨規定してし	いる。			
	要介護者のク	、居の場合は、	ホームの入	居契約締結と	同時に特定施設利用
	製約の締結が	『同時に行われ	ぃることがー	般的である。	しかし、自立者の場
	合は、入居時	ま点では特定施	設の締結時	期は未定である。	る 。
	関係法令がオ	えめるのは、そ	とうした場合	でも契約内容	の重要性に鑑み、入
					。そのため、単に説
					定施設利用契約の重
					(重要事項説明書に
					るものの2種類があ
					式となっており、そ
				水川(こる)。 とを明示する』	
					ひ安かめる。) 「ス」と読み替えて評
	特定施設でも	・・・ハームの塚	7 口 I ひ、 「 7 下 口 i	の店七り一し	へ」と訳の甘えし計
表 压 4+ 用	-			-1- -1- -1/	
評価結果	Α	В	С	非該当	
	79.5%	10.5%	9.6%	0.5%	

2-2-7 利用料改定方	法					
スケール内容	利用料改定σ	ンルール(改気	2の理由、根	拠等)を、入	居契約書又は	管理規
	程に定めてい	ゝますか。				
	A 改定のル	ールを入居契	約書又は管理	!規程に定め、	改定の際には	ま事前に
	入居者等へ診	も明を行うこと	としている。	•		
	B 改定のル	ールを、入居	契約書又は管	理規程に定め	ている。	
	C 上記の取	り組みを行って	ていない、ま	たは、一方的	に改定を行う	うことが
	できる。					
評価のポイント	指針では、管	理費・食費等	手利用料の改	定ルールを「	入居契約書」	または
	「管理規程」	に明示するこ	こと、及び実	際に改定を行	う場合には改	定の理
	由・根拠等を	入居者に明確	をにすること.	、と規定して	いる。	
	改定のルール	レを明確にした	と上で、さら	に改定に際し	ては、根拠を	文書で
	示すだけでな	こく、入居者の)理解を得る	ための説明を	行う場合をも	ってA
	としている。					
評価結果	Α	В	С	非該当		
	98.4%	1.1%	0.3%	0.2%		

2-2-8 契約解除に係	る入居者保護	į			
スケール内容	ホームからの)入居契約解除	余要件につい	て、入居契約	書に規定しています
	か。				
	A 入居契約	書に、解約通知	知前に弁明の	機会を与え、	解約予告期間を設け
	るなど、入居	骨者の権利擁護 かんかん かんしゅう しょうしょう しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょう しょうしょう しょうしょう しゅうしゅう しゅう	[に係る規定]	を設けている。	•
	B 入居契約	書に規定して	いる。		
	C 規定して	いない。			
評価のポイント	指針では、身	2約解除に係る	る要件につい	て、少なくと	も入居契約書に入居
	一時金の場合	合の返還金の4	無、算定式	、及び支払時	期を明記すること、
	また、契約角	解除の条件は事	契約当事者の	「信頼関係を	著しく害する場合」
	に限るなど、	入居者の権利	旬を不当に狭	めるものとし	ないこと、さらに、
	ホーム・入居	書者双方からの)契約解除条〕	項を規定する。	こと、としている。
	特にホーム側	から契約解除	余を申し出る	場合、理由は	相当であっても、入
	居者に対し、	「弁明の機会	」を与え、な	おかつ「退去	までの相当の予告期
	間」をおくな	など、入居者を	上保護する取	り組みを行っ	ているかどうか、が
	AとBの分か	ヽれ目となる。			
評価結果	Α	В	С	非該当	
	98.4%	1.4%	0.2%	0.0%	

2-2-9 保全措置					
スケール内容	入居希望者が	いら何らかの前	竹払い金を受	領する場合、	老人福祉法が定める
	保全措置を請	背じていますか	١,		
	A 入居者の	入居期間中に	係る、都道府	・県知事が認め	る保全措置を講じて
	いる。				
	B 前払い金	の返還債務期間	間内に係る、	都道府県知事	が認める保全措置を
	講じている。				
	C 平成18	年4月1日以	降にホーム	の設置届けを	行った義務対象の事
	業者ではなく	、保全措置は	講じていなり	l,	
評価のポイント	指針では、H	18.4.1 以降に	自治体に届	出が受理され	た新規ホームにおい
	て、前払い金	きを受領する場	易合は返還債	務に対する保	全措置を義務付けて
	いる。				
	より消費者を	保護する観点	āで、返還期	間を超えてな	お、入居期間中にお
	ける保全措置	趾を講じている	場合をAと	した。	
	※保全措置の	対象となる前	竹払い金を受	領しないホー	ムについては【非該
	当】とする。				
評価結果	Α	В	С	非該当	
	88.9%	5.6%	2.2%	3.3%	

2-2-10 短期解約特	例
スケール内容	入居後、3月の期間内に入居者が死亡又は生前解約した場合、消費者保
	護の観点で、どのように入居契約を定めていますか。
	A 短期解約特例期間について、入居契約書に法令の定めに従った期間計
	算及び返還金計算を行うことを明記し、さらに、入居者の実際の入居日
	を事後に記載することで、事後のトラブル防止に対応できるようにして
	いる。
	B 短期解約特例期間について、入居契約書に法令の定めに従った期間計
	算及び返還金計算を行うことを明記している。
	C 上記の取り組みを行っていない。
評価のポイント	H24.4 月改正の老人福祉法施行規則では、H24.4.1 以降の新規入居契約
	における、短期解約特例が明定された。
	【短期解約特例の法定ルール(老人福祉法施行規則)】
	① 「3月の期間」とは
	一入居日の翌日を起算日として、その3月後の応答日の前日まで。た
	だし、民法ルールが適用されるため、入居日によって期間が変わる。
	ア. 月途中が入居日⇒翌日が起算日で、3月が経過する月の応答日の
	前日まで
	※最終月に応答日がない場合は3月が経過する月の末日とする(う
	るう年)。

	T					
	イ. 月末日	引が入居日⇒翌	2月初日が起	算日で、3月ヵ	が経過する月の末日	
	②「返還金計	十算」は				
	一想定居住	主期間を超えて	こ 受領する額	(いわゆる「	初期償却〇〇%」と	
	称する費用)は、全額返金すること。					
	一返還金計算は、以下により行う。					
	想定居住	主期間内の入鳥	居一時金 ÷想	定居住期間の	月数÷30×入居日	
	から契約終了日までの日数					
	◎「3月」という期間の考え方と、受領できる家賃相当額の期間とでは、					
	取扱いが異なることに注意が必要。なお、入居者の自己都合で入居日					
	が遅れる場合もあるが、これはホーム側の責任範囲外であるので、評					
	価上の判断	听には影響しな	い。			
	※短期解約特例の対象となる前払い金を受領しないホームについては					
	【非該当】と	:する。				
評価結果	Α	В	С	非該当		
	73.4%	9.6%	14.6%	2.5%		

2-2-11 原状回復取	2-2-11 原状回復取扱規程				
スケール内容	入居契約の総	冬了に伴う居室	室の原状回復	内容・費用に	ついて、具体的な取
	扱規程があり	りますか。			
	A 入居契約	書上の規定以	外に具体的な	3 取扱文書がる	あり、「居室及び居室
	内設備·備品	の自然損耗や	通常の使用し	による損耗等	の原状回復費用につ
	いては入居者	音に請求しな!	ハ」ことを規	定している。	または入居契約書上
	に一切の費用	負担を入居者	手に求めない	旨を規定してい	いる。
	B 入居契約	書上の規定以	外に具体的な	取扱文書があ	る。
	C 上記の取	り組みを行っ	ていない。		
評価のポイント	入居契約終了	で時の原状回行	复について、	修繕内容や費	用など、具体的な取
	扱規程(内規	見でなく、入月	居者の手に渡	る規程)を設	けている場合をBと
	した。				
	その上で、国	土交通省の原	原状回復ガイ	ドラインを踏る	まえて、「通常の使用
	に伴う損・盾	▇耗について原	原状回復の対象 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	象外(入居者1	負担としない)」とし
	ている場合を	Aとした。			
	※国土交通省	î:「賃借人の	居住、使用に	より発生した	建物価値の減少のう
	ち、賃借人の)故意・過失、	善管注意義	務違反、その	他通常の使用を超え
	るような使用	による損耗等	手を復旧する 。	こと」(原状回	復の定義)協会の標
	準入居契約書	では、平成	15年度の改	正版からこの	考え方を取り入れて
	いるため、こ	これ以前の版る	を使用する事	業者には規定	の変更ができていな
	いところもあ	ると思われる	5 .		
評価結果	A	В	С	非該当	
	77.9%	8.8%	13.3%	0.0%	

2-3-1 要介護者等への職員配置					
スケール内容	要支援者及び	ド要介護者に 対	する介護・	看護職員の配	置は、どのようにな
	っていますか	١,			
	A 要介護者	等2名に対し	、1名を超え	. る配置である	٠.
	B 要介護者	等 2 . 1 名か	ら2. 9名に	対し、1名の	配置である。
	C 要介護者	等3名に対し	、1名の配置	である。	
評価のポイント	令では、指定	2 特定施設の場	易合、介護職	員の基準配置	は要介護者3名に対
	して看護・イ	ト護職員の合計	†が1名。こ	のうち特に看	護職員は、要介護者
	30名までは	は1名配置で、	以降、50	またはその端	数を増すごとに1名
	ずつ追加する	ることと規定さ	されている。	なお、要支援	1に対してはその数
	が 10 又はそ	の端数を増す	ごとに1以.	上となる。	
	特定施設の基	集準配置は3:	1であるが、	、本項では、:	介護・看護職員の過配
	置によるサー	- ビスの手厚さ	を問うため、	、3:1配置(の場合はCとする。
	また、本項で	がは自立入居者	iに対する職」	員数は除外し [・]	ている。
	※特定施設で	ぎないホームに	ついては、	【非該当】とす	·る。
評価結果	Α	В	С	非該当	
	45.8%	34.8%	3.3%	16.1%	

					1
2-3-2 夜間の職員配	置				
スケール内容	夜間の直接処	1.遇職員の配置	は、どのよ	うになっている	ますか。
	A 要介護者	数に応じて配	置し、その中	には看護職員	が含まれている。
	B 必要に応	じて直接処遇	職員を配置し	ている。	
	C 配置して	いない。			
評価のポイント	指針では、フ	居者の実態に	こ即して、夜	間の介護や緊	急時に対応できる数
	の職員を配置	計すること、と	している。		
	指針、介護伊	保険指定基準で	きは、夜間の	職員配置につ	いては数を求める規
	定がない。身	≷態として要イ	ト護者のい な	いホームでは	、宿直専門員のみを
	配置している	ホームもある) 。		
	本項では、「	直接処遇職員	」=介護・看	護職員の夜間	配置を問うものであ
	り、高齢者の)身体特性を考	えると、夜	間の急変に初期	朝的に対応するには、
	看護職員が酉	己置されている	らことがやは	り望ましい、	との考えである。し
	たがって、要	夏介護者がいな	いホームは	【非該当】と	なる。
	なお、併設す	トる診療所の看	護職員等は	、ホームの職	員配置人数からは除
	外される。				
評価結果	Α	В	С	非該当	
	32.8%	63.9%	1.1%	2.2%	

2-3-3 サービスの質向上への取り組み					
スケール内容	サービスの質	【を向上するた	:め、どのよ	うな取り組みる	を行っていますか。
	Α サービス	の質向上に向い	けた検討組織	を設置して、	活動している。
	B 職員から	会議の場や個児	別の提案を受	け、サービス	に反映するよう努め
	ている。				
	C 上記の取	り組みを行っ	ていない。		
評価のポイント	サービスの質向上の観点で、職務部門を超えホーム内に検討するための				
	組織を設置し	ている場合を	Aとした。		
評価結果	Α	В	С	非該当	
	81.5%	17.4%	1.1%	0.0%	

2-3-4 ニーズの把握	2-3-4 ニーズの把握					
スケール内容	入居者のサー	- ビス等への希	6望や満足度	を把握するた	めの取り組みを行っ	
	ていますか。					
	A 必要に応	じて各種の調	査を行い、結	果については	関係者に開示してい	
	る。					
	B 必要に応	じて各種の調	査を行ってい	る。		
	C 上記の取	り組みを行っ	ていない。			
評価のポイント	サービスの質	【向上の一環と	:して、定期	か不定期かを	問わず、入居者(介	
	護専用型にお	いては家族等	手も含む)の	希望やCS(満足度)を把握する	
	ための各種調	査を行ってい	るかどうか。	5		
	その上で、こ	れらの調査網	吉果について	入居者や家族	等に開示する取り組	
	みについてA	とした。				
評価結果	Α	В	C	非該当		
	74.5%	19.3%	6.3%	0.0%		

2-3-5 運営懇談会の)開催
スケール内容	運営懇談会を、規則に基づき定期的に開催していますか。
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	A 規則に基づき収支内容の説明を議題とする場合を含め定期的に開催
	しており、会議の結果について入居者等に報告している。
	B 規則に基づき定期的に開催し、会議の結果については入居者等に報告
	している。
	C 規則がない、または定期的に開催していない。
評価のポイント	指針では、ホームと入居者代表で構成する運営懇談会を、入居者の状況
	やサービス提供の状況、収支内容等の報告・説明の場とし、入居者の要
	望や意見を運営に反映させるよう求められている。

	当協会では、	運営懇談会の	つ設置・運営	に際しその手	続きを定めた「運営
	懇談会規則」	を作成するよ	よう求めてい	る。また、開	設年数の長いホーム
	などでは、フ	(居者の加齢に	こ伴い、入居	者委員を立て	られない、といった
	理由から運営	営内容を、文書	書配布にのみ	とどめている	ようなケースも見ら
	れる。しかし	し、ホームが通	適切な運営を	行う上では、	入居者の意見や要望
	を的確に取り	り入れること、	運営内容に	ついて定期的	に協議を行う場を設
	けることは必	が須である。			
	上記の理由で	で懇談会を設置	置できない場	合、入居者全	体を対象とした意見
	聴取・意見3	を換の場を定其	期的・計画的	に持つ場合も	、本項目では運営懇
	談会の体裁る	を整えていると	:評価する。		
	これらを前去	是として、開催	重していない	、または会則	等がなく開催してい
	る、といった	eケースは C と	≤なる。会則	に基づいた開	催を行い、さらに検
	討結果を議事	事録配布や説明	会開催等で	報告する取り:	組みをAとした。
評価結果	Α	В	С	非該当	
	71.3%	23.7%	5.0%	0.0%	

2-3-6 ホーム運営状況の報告方法					
スケール内容	入居者等に対	けして、ホーム	るの収支状況	、及び運営状	況の報告をどのよう
	に行っていま	すか 。			
	A 定期的な	文書配布に加	え、入居者	等に直接説明	する機会を設けてい
	る。				
	B 文書の配	布などにより、	、定期的に報	告を行ってい	る。
	C 定期的な	報告を行って	いない。		
評価のポイント	ホームの運営	状況について	て、文書を配	布するだけで	なく、直接、全入居
	者に対して報	み告する機会を	と設けている	か、という積	極的な取り組みを問
	う。				
評価結果	Α	В	С	非該当	
	71.5%	7.4%	21.2%	0.0%	

2-3-7 介護保険会計との区分			
スケール内容	有料老人ホーム事業と介護保険指定事業の経理について、会計の区分を		
	行っていますか。		
	A 按分基準を定めて会計区分を行い、決算の結果を公表している。		
	B 按分基準を定めて会計区分を行っている。		
	C 会計区分を行っていない。		
評価のポイント	令では、介護保険指定事業の会計と、その他の事業会計と区分しなけれ		
	ばならない、と規定している。		
	会計区分を行うことは法律で定められている必須事項であり、さらに区		
	分内容について、情報を公表する取り組みについてAとした。		

	特定施設でなる。	いが、そのfl	也の介護保険	事業を行って	いる場合は読み替え		
	※介護保険事業を一切行っていない場合は、【非該当】とする。						
評価結果	Α	В	С	非該当			
	23.8%	23.8%	42.0%	10.3%			

2-3-8 ホーム以外の事業会計との区分								
スケール内容	有料老人ホ-	有料老人ホーム事業とその他の事業の経理について、会計の区分を行っ						
	ていますか。	ていますか。						
	A ホーム事業とその他の事業会計を区分するとともに、決算の結果を入							
	居者等に開示している。							
	B ホーム事業とその他の事業会計を区分している。							
	C 会計区分	を行っていな	l,°					
評価のポイント	適切なホーム	4経営の観点で	き、法人が他	事業(介護保	険指定事業を除く)			
	を営んでいても、ホームに係る損益・資金収支を会計区分している場合							
	をAとした。							
評価結果	Α	В	O	非該当				
	40.6%	16.0%	9.4%	34.0%				

2-3-9 社内の苦情処	L理体制
スケール内容	入居者保護の観点で、ホーム内の苦情処理体制を整備していますか。
	A 社内の苦情処理体制を整備し、ホーム内の掲示や文書の配布などによ
	り入居者等に周知した上で、苦情を申し出たことによる不当差別を行わ
	ない旨を周知している。
	B 経営者や施設長を柱とした社内の苦情処理体制を整備し、ホーム内の
	掲示や文書の配布などにより入居者等に周知している。
	C 上記の取り組みを行っていない。
評価のポイント	指針では、入居者の苦情に対して、迅速かつ円滑な解決を図るため、窓
	口を置くなど入居者の利便に配慮してその苦情解決に努めるものとす
	る、と規定している。
	令では、提供した介護に係る入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応す
	るために、必要な措置を講じなければならない、と規定している。
	また、企で、「必要な措置」とは、具体的には、①相談窓口、苦情処理の
	体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置
	の概要について明らかにする、②利用申込者にサービスの内容を説明す
	る文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する、③これら
	を事業所に掲示すること、等としている。
	本項と次項は、苦情解決へのホームの取り組みについて、社内・社外で
	書き分けたものである。

	苦情処理体制	苦情処理体制を定めた上で、入居者が苦情を申し出たことによる不安(生					
	活しにくくなる、ホームとの関係がこじれる、等の心配や不安)を解消						
	するための規定を文書に設けている場合をAとした。						
評価結果	A B C 非該当						
	96.4%	2.8%	0.8%	0.0%			

2-3-10 社外の苦情処理体制								
スケール内容	入居者等がタ	入居者等が外部の苦情処理機関を利用することへの配慮を行っています						
	か。	か。						
	A 外部の苦	A 外部の苦情処理機関について入居者等に周知を行うとともに、苦情を						
	申し出たこと	:による不当な	よ差別を行わ	ない旨につい	ても同様に周知して			
	いる。	いる。						
	B 外部の苦	B 外部の苦情処理機関について、文書の交付やホーム内の掲示など、入						
	居者等が利用しやすいように周知を行っている。							
	C 上記の取り組みを行っていない。							
評価のポイント	2.3.9 に準じる							
評価結果	Α	В	С	非該当				
	95.9%	2.7%	1.4%	0.0%				

2-3-11 損害賠償	
スケール内容	入居者へのサービス提供に係る損害賠償(身体・財物に係る賠償など)
	について、どのような取り組みを行っていますか。
	A 損害賠償責任について入居契約関係書類に規定した上で、損害保険へ
	の加入や資金の確保を行っている。
	B 損害賠償責任について、入居契約関係書類に規定している。
	C 損害賠償責任について、入居契約関係書類に規定していない。
評価のポイント	指針では、サービス提供に伴う事故発生に対して必要に応じて損害賠償
	を速やかに行うこととしている。令でも同様の規定を設けている。
	また企では、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠
	償保険に加入しておくか、または賠償資力を有することが望ましい、と
	規定している。
	介護保険指定事業者は、事業申請時、自治体より老企 25 号への対応を求
	められる。ただし実態として自治体では「賠償資力」を評価できないた
	め、損害賠償保険への加入書のコピーを提出させるケースが多い。評価
	に当たっては、ホームに対し、自治体が求めた方法がどちらかを確認す
	る必要がある。
	入居契約書等の関係書類に損害賠償についての記載がある場合をBとす
	る。ただし、規定事項の中に不当な事業者側の免責事項がある場合には
	当該規定は無効である(規定されていないものとみなし、Cとする)。

評価結果	Α	В	С	非該当	
	98.7%	1.1%	0.2%	0.0%	

2-4-1 金品授受の取扱い						
スケール内容	入居者や家族	入居者や家族等からの金品の授受について、どのように職員のモラル向				
	上に努めてい	ますか。				
	A 入居者や家族等並びに取引業者からの金品等の授受について、マニュ					
	アル等で取扱	いを定め、職	員研修など	でモラルの向.	上に努めている。	
	B 入居者や	家族等並びに〕	取引業者から	の金品の授受	について、職員研修	
	等でモラルの	保持に努めて	いる。			
	C 特に取り	組んでいない。	•			
評価のポイント	入居者や家族	等からの金品	品の授受につ	いては、一定	の歯止めがないと、	
	職場のモラル	√の低下や入居	¦者の差別に [・]	つながる可能	生がある。	
	本項目では、マニュアル等に具体的な取扱い方法を規定してモラルの向					
	上に取り組んでいる場合をAとした。					
評価結果	Α	В	C	非該当		
	76.3%	15.0%	8.6%	0.0%		

2-4-2 業務マニュアルの策定・見直し								
スケール内容	必要な業務手	- 順を文書で定	め、見直し	を行っていま	すか 。			
	A 個別業務	A 個別業務の実施方法について文書で定め、定期的、かつ必要な都度見 📗						
	直しを行って	直しを行っている。						
	B 個別業務	B 個別業務の実施方法について文書で定め、必要な都度見直しを行って						
	いる。							
	C 特に文書	で定めていな	い。					
評価のポイント	ホームが提供	ŧする諸種の†	ナービス(食	事、生活、介	護サービス)につい			
	ては、必要第	き務について す	マニュアル(業務手順)を	定めることで、職員			
	の業務の標準	≛化を図り、事	故防止につ	なげ、サービ	スの質の向上を図る、			
	など組織的に	二実施する必要	゙ がある。					
	本項目では、	業務手順を対	な書化してい	る場合をBと	し、さらに実態に即			
	して柔軟に当	4該文書を改定	まする取り組み	みを行ってい	る場合をAとした。			
評価結果	Α	В	С	非該当				
	43.4%	53.4%	3.1%	0.0%				
2-4-3 事故防止への	2-4-3 事故防止への取り組み							
スケール内容	ホーム内でを	見定される事 お	女(食中毒、	転倒・設備に	起因する事故など)			
	防止のために	防止のために、具体的な取り組みを行っていますか。						
	A 事故防止	のためのマニ	ュアルを定め	、事故事例の	記録・保存と評価を			
	行い、再発防	ち止策の検討な	じを組織的	に実施してい	る。			
	B 事故防止	のためのマニ	ュアルを定め	か、事故事例の	の記録・保存と評価を			

	行っている。	行っている。					
	C 上記の取り組みを行っていない。						
評価のポイント	事故防止の観点でのマニュアルだけでなく、事故発生後の事故記録書作						
	成から原因分	成から原因分析など、リスクヘッジのための具体的な取り組み (ケアリス					
	クマネジメントを行っている場合をAとした。						
	開設後まもなく事故発生事例がない場合でも、事故に備えたこれらの取						
	り組みを行っているかどうかを評価する。						
評価結果	Α	В	С	非該当			
	83.9%	8.6%	7.5%	0.0%			

2-4-4 感染症予防の取り組み							
スケール内容	感染症予防へ	感染症予防への具体的な取り組みを行っていますか。					
	A 感染症予	防マニュアル	を策定し、必	要に応じ医療	機関等との連携を図		
	っている。						
	B 感染症予	防マニュアル	を定めている	۰.			
	C 上記の取	り組みを行っ	ていない。				
評価のポイント	各種の感染症	Eについて、予	が防のための	マニュアルを	策定した上で、医療		
	機関や自治体からの情報収集・関係者間の協議等を行っている場合をA						
	とした。						
評価結果	Α	A B C 非該当					
	90.9%	8.8%	0.3%	0.0%			

2-4-5 災害対策マニュアルの整備						
スケール内容	自然災害(火	自然災害(火災・風水害・地震等)への具体的な対策を講じていますか。				
	A 災害対策	A 災害対策マニュアルを定め、必要と想定される備品・消耗品の備蓄な				
	どを行ってい	どを行っている。				
	B 災害対策	マニュアルを!	定めている。			
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。			
評価のポイント	想定される自	自然災害に対し	て、必要な	マニュアルを	定め、さらにホーム	
	の実態に即した物資の備蓄まで行っている場合をAとした。					
評価結果	Α	В	O	非該当		
	78.4%	18.5%	3.1%	0.0%		

2-4-6 防災訓練の実	E 施
スケール内容	防災訓練を定期的に実施していますか。
	A ホームの防災計画に基づく防災訓練を定期的に実施し、さらに夜間を
	想定した訓練を行っている。
	B ホームの防災計画に基づく防災訓練を、定期的に実施している。

	C 防災訓練	を実施している	ない。		
評価のポイント	指針では、事	事故・災害・急	急病・負傷に	対応すべく具	体的な計画を立て、
	避難等必要な	に訓練を定期的	りに行うこと	と、としてい	る。ホームがビルの
	テナントとな	こっている場合	など、ビル	そのものの防	災計画に係わらずあ
	くまでホーム	事業としての	防災計画・	訓練が求められ	れる。
	ホームでは、	所轄消防署と	: の協議の上	で、定期的に	防災訓練を実施して
	いるところか	*多いが、中に	こは、ここ数	年まったく実	施していない、とい
	ったケースも	考えられる。	BとCの区:	分はここで行 ^っ	う。
	その上で、京	≧期的な訓練る	実施しつつ	、さらに職員	が手薄になる夜間を
	想定した防災	┊訓練を定期的	りに(数年に	1回でも)計	画・実施している場
	合をAとした	- 0			
評価結果	Α	В	O	非該当	
	67.2%	23.5%	9.2%	0.0%	

	項目数	第三	者評価組	結果(割	合)
《第3群》建物・設備	7,0 %	Α	В	O	非該当
	7	82.8%	13.1%	4.0%	0.1%

3-1-1 パリアフリー	-					
スケール内容	居室内は、ノ	ベリアフリー棒	造となって	いますか。		
	A 居室全体	(浴室、トイ	レを含む)が	パリアフリー	構造で建築されてい	
	る、または、	開設後に必要	な箇所につ	いての改修を行	行っている。	
	B 居室のう	ち、浴室・ト	イレを除く箇	i所について、	バリアフリー構造で	
	建築されてし	ヽ る。または、	開設後に必	要な箇所につ	いての改修を行って	
	いる。					
	C 居室内は	バリアフリー	構造で建築さ	れておらず、	また開設後の改修な	
	ども行ってい	いない。				
評価のポイント	ここでいう	「バリアフリー	-」とは、段	差の解消・廊	下の幅員確保・手す	
	りの設置を推	す。				
	ホームの建筑	を当時はバリフ	アフリー構造	でなかったが	、開設後、必要に応	
	じた改修等に	こよりバリアコ	フリー化に取	り組んでいる	ものについてもBと	
	し、さらに、	水回りにおし	ヽてもバリア	フリー対応を	図っているものをA	
	とした。					
評価結果	Α	В	С	非該当		
	83.2%	14.6%	2.2%	0.0%		

3-1-2 緊急通報装置						
スケール内容	緊急通報装置	髭を、居室内 <i>σ</i>	どこに設置	していますか。	•	
	A 居間や寝	室のほか、ト	イレや浴室に	も設置してい	る。	
	B 居間や寝	室に設置して	いる。			
	C 上記の箇	所に設置して	いない。			
評価のポイント	指針では、緊	&急通報装置を	設置するこ	とを規定して	いる。	
	居間や寝室への装置の設置をBとし、さらにトイレや浴室にも設置して					
	いる場合をAとした。					
評価結果	Α	A B C 非該当				
	99.1%	0.9%	0.0%	.0%		

3-1-3 安否確認の実	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
スケール内容	入居者の安否確認を、どのように行っていますか。
	A 職員による安否確認を行い、さらに居室内に安否確認のための機器
	(リズムセンサーやドアチェッカー等)を設置している。

	B 職員によ	る安否確認を	行っている。		
	C 特に行っ	ていない。			
評価のポイント	指針では、フ	居者の安否研	推認について	、安全・安心	の確保の観点で実施
	することがオ	きめられている	が、実施に	当たっては入	居者のプライバシー
	の確保を十分	トに考慮する必	必要があるこ	とから、安否	確認の方法等につい
	ては、運営着	₿談会その他 <i>の</i>)機会を通じ	て入居者の意	向の確認、意見交換
	等を行い、で	きる限りそれ	を尊重して	実施すること、	、と規定している。
	入居者の安さ	5確認を実施す	トる場合にお	いて、①サー	ビス提供上の工夫に
	より何らかの)安否確認が行	テわれている	もの、例えば	、食堂に来られたか
	どうかの確認	2、フロントで	きの目視によ	る在館確認な	ど、を行っている場
	合をBとした	こ。その上で、	②ハード面	での安否確認	(リズムセンサー、
	赤外線センサ	ナー、水道メー	-ターによる	チェック、ド	アチェッカー、等)
	を設置してし	ヽる場合を、A	とした。		
評価結果	Α	В	С	非該当	
	49.4%	50.6%	0.0%	0.0%	

3-1-4 車いすでの科	3-1-4 車いすでの移動					
スケール内容	介護居室内は	は、車いすで支	障なく移動	ができますか。	,	
	A 居室内は	トイレを含め	支障なく移動	でき、さらに	、洗面台は	
	車いすのまま	利用できる。				
	B ドアの開	閉、段差の解説	消、幅員の確	保が行われ、	居室内は	
	トイレを含め	支障なく移動	できる。			
	C 車いすで	は移動できな	い場所がある	۰.		
評価のポイント	令では、指定	令では、指定特定施設は、入居者が車椅子で円滑に移動することが可能				
	な空間と構造を有するものでなければならない、と規定している。					
	車いすでの生	車いすでの生活の利便性という観点で、Bでは、車いすに乗った状態で				
	居室内がどこでも移動できるかどうか、ドアを開閉できるか、がポイン					
	トとなる。					
	さらに、特に車いすに対応した洗面台(前面が車いすを引き込めるよう					
	になっている	もの)を設置	している場合	合をAとした。)	
評価結果	Α	В	С	非該当		
	86.5%	8.3%	4.7%	0.5%		

3-1-5 相部屋でのフ	プライバシー配慮
スケール内容	相部屋について、プライバシーへの配慮を行っていますか。
	A 壁またはパーテーション等での間仕切りを行い、さらにベッド間の距
	離を十分に保つよう工夫している。またはすべて個室で対応している。
	B 必要に応じ、カーテンでの間仕切りをできるようにしている。

	C 上記の取	り組みを行っ	ていない。		
評価のポイント	居室や一時介	で護室が相部層	屋の場合、医	療機関の多床	室のように必要に応
	じてカーテン	を閉めるよう	な簡易的な	間仕切りの場	合、本項目ではBと
	した。				
	指針では、新	f築ホームに対	対し建築基準	法上の界壁(天井裏まで達する遮
	音性能を有す	る壁)により	リ区分するこ	とで、一定の	音、におい、光を遮
	断することを	求めている。	これは既存	ホームにまで	求められたものでは
	ないが、Aで	いうパーテー	-ションは、:	天井面まで仕り	切られたものをいう。
	相部屋であっ	ても日常的な	ょプライバシ	一が保てるよ	う間仕切りがしてあ
	り、かつ、^	ミッドのどち ら	らか一方の面	での、車いす	への移乗が十分可能
	な空間が確保	されている場	合をAとし:	た。(間仕切り	・空間、の2条件を
	満足した場合	iのみAとした	:。)		
評価結果	Α	В	С	非該当	
	88.7%	10.7%	0.2%	0.5%	

3-1-6 共用施設の設置						
スケール内容	入居者の機能	と維持や自立す	を援、生きが	い支援の観点	で利用する専用の施	
	設(レクリコ	ニーション施設	设、図書室、	要介護者向け	デイルーム、専用機	
	器を設置した	:機能訓練室、	等)を設置	していますか。	,	
	A 専用の施	設を設置する	だけでなく、	入居者の積極	的な利用に供するた	
	めの支援を行	iっている。				
	B 専用の施	設を設置して	いる。			
	C 専用の施	設は設置して	いない。			
評価のポイント	指針では、フ	居者が健康で	き生きがいを	もって生活す	ることを支援する施	
	設(スポーツ	/、レクリエ-	-ション施設	、図書室等)	を設置することが望	
	ましい、と規	定している。				
	自立者か要グ	↑護者かを問∤	つず、専用の	施設を有する	場合をBとし、さら	
	に入居者の和	川用を促進する	るような取り	組みを行って	いる場合、例えば、	
	ホームが主作	崖するレクリコ	ローション、	サークル活動	など、を実施してい	
	る場合をAと	した。				
評価結果	Α	В	С	非該当		
	77.6%	3.3%	19.1%	0.0%		

3-1-7 来訪者との談話スペース				
スケール内容	入居者がくつろいだり、来訪者と談話したりするためのスペースを設け			
	ていますか。			
	A 独立したスペースや部屋を設置し、費用の有無を問わず給茶などのサ			
	ービスを行っている。			
	B 独立したスペースや部屋を設置している。			

	C 設置していない。					
評価のポイント	ここでいう「独立したスペース」には、広いロビーを利用した談話スペースなども含む。廊下の一角に応接ソファを置いているようなものは除く。					
評価結果	Α	В	С	非該当		
	95.3%	3.0%	1.7%	0.0%		

	項目数	第三者評価結果(割合)			
《第4群》生活サービス	块口双	Α	В	C	非該当
	6	66.6%	13.0%	3.8%	0.0%

4-1-1 生活相談業務	5							
スケール内容	入居者や家族	入居者や家族等からの生活上の相談について、どのような対応を行って						
	いますか。							
	A 相談担当	職員を定めて	対応し、必要	に応じて外部	の専門家の紹介を行			
	うなど、社会	き資源の活用を	支援してい	る。				
	B 相談担当	職員を定めて	対応している) o				
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。					
評価のポイント	指針では、フ	居者に対する	る各種の相談	へ応じ、適切	な助言に努めること			
	が求められて	こいる。						
	入居者からの	生活相談に対	応する職員	として生活相割	談員(専任、他職種と			
	の兼務どちら	っでも可)を定	めて業務を行	テっている場合	うをBとした。(ただ			
	し、特定施設	と事業上は兼務	子可)					
	入居者の相談	炎の中には、利	说務相談や法	律相談など、	専門性の高いものも			
	多く、このニーズに対応するため、定期的に顧問税理士による税務相談							
	会を開催したり、外部の弁護士を紹介したりするなど、入居者が外部資							
	源を利用して	すいような具	体的支援を	行っている場合	合をΑとした。			
評価結果	Α	В	С	非該当				
	83.7%	14.7%	1.6%	0.0%				

4-1-2 小口現金の管	了 理
スケール内容	生活必需品や嗜好品などの購入に係わる便宜を供するため、やむを得ず
	入居者の小口現金を管理する場合、どのような方法で行っていますか。
	A 預り金や立替金等で処理する場合の管理方法を規定した上で処理し、
	収支状況を入居者等へ報告している。
	B 預り金や立替金等で処理し、収支状況を入居者等へ報告している。
	C 小口現金の管理は行わない。
評価のポイント	指針では、入居者の金銭、預金等は入居者自身が行うことを原則として
	いる。ただし、入居者の判断能力に問題がある場合や、入居者から特に
	依頼があった場合などについては、身元引受人等の書面による承諾を得
	て、金銭管理方法や定期的報告などについて管理規程等に定めた上で実
	施することを規定している。

評価結果	Α	В	С	非該当	
	65.7%	27.0%	7.4%	0.0%	

4−1−3 生活利便サービスの実施								
スケール内容	入居者の利係	入居者の利便に供するための生活サービス(各種手続、代行等)を提供						
	していますか	していますか。						
	A 管理規程に定めるサービスを提供するとともに、運営懇談会など常に							
	入居者の要望を聴く場を設けている。							
	B サービスの詳細を管理規程に定めて提供している。							
	C 生活利便サービスを提供していない。							
評価のポイント	サービスの質	サービスの質の向上、という観点から提供するサービスに対する改善要						
	望や意見などを協議する場(運営懇談会、サービス向上委員会、など)							
	を設けている場合をAとした。							
評価結果	Α	В	С	非該当				
	93.9%	4.4%	1.7%	0.0%				

4-1-4 外部からの生	4-1-4 外部からの生活サービスの導入						
スケール内容	ホームが提供	ホームが提供するサービスのほか、外部のサービスを取り入れています					
	か。						
	A 入居者の	ニーズを把握	・調査した上	で、外部サーロ	ビスを導入している。		
	B 外部サー	ビスを導入し [・]	ている。				
	C 上記の取	り組みを行っ	ていない。				
評価のポイント	外部からの生	E活サービス:	移動販売車	や訪問理美容	など、ホームが提供		
	するサービス以外の便宜。						
	ホームが提供するサービスだけで完結させず、入居者の生活を支援する						
	外部サービスがあれば積極的に取り組んでいる例があればB、さらに外						
	部サービスの導入について運営懇談会での検討を行うなどし、ニーズを						
	把握する取り組みまで行っている場合をAとした。						
評価結果	Α	В	C	非該当			
	75.9%	23.7%	0.5%	0.0%			

4-2-1 コミュニケーション					
スケール内容	入居者とのコミュニケーションに配慮していますか。				
	A 職員に対し、入居者とのコミュニケーション技術の向上を図るための				
	職員研修を行い、さらに必要に応じて居室訪問などの具体的な取り組み				
	を行っている。				
	B 職員に対し、入居者への声かけや傾聴など、コミュニケーション技術				
	の向上を図るための職員研修を行っている。				
	C 上記の取り組みを行っていない。				

評価のポイント	指針では、高	高齢者の心身 物	持性、介護の	知識・技術に	ついて職員研修を行	
	うことが規定	ごされている。				
	本項目では、	具体的なコミ	ミュニケーシ	ョン技術(援	助技術、コミュニケ	
	ーション技術	5等)について	て、専門性を	もった職員研	修を行っている場合	
	をBとした。					
	さらに、これ	いらを業務上で	:実践する努	カ(閉じこも	りがちな入居者に対	
	する居室訪問	引・入居者個別	刂のアプロー	チ等を行って	いる、など)を行っ	
	ている場合をAとした。					
評価結果	Α	В	С	非該当		
	80.4%	8.2%	11.4%	0.0%		

4−2−2 アクティビティの計画的な実施							
スケール内容	各種のアクラ	・ィビティ(彳	事・レクリ	エーション)	が、計画的に実施さ		
	れていますか	١.					
	A 計画書を	作成して計画	的に実施し、	結果について	評価を行い、課題が		
	次の計画に反	映されるよう	に取り組ん	でいる。			
	B 入居者の	要望を踏まえ	て、職員が役	割分担し、計	・画・実施している。		
	C 計画的に	実施していな	۱۱.				
評価のポイント	指針では、フ	居者の要望に	こ応え、運動	、娯楽等のレ	クリエーションを実		
	施することが求められている。						
	本項目では、	レクリエーシ	/ョンが漫然	と行われるの	ではなく、①入居者		
	のニーズを反映し、②計画性を持って行われ、③実施結果を評価、課題						
	を抽出して次の行事に反映する、といった、計画的な実施が行われてい						
	るか、を評価するものである。						
評価結果	A	В	C	非該当			
	81.8%	17.1%	1.1%	0.0%			

	項目数		第三者評価結果(割合)		
《第5群》	快口双	Α	В	O	非該当
	7	69.7%	19. 2%	10.8%	0.3%

O V V V V II III VIII V									
5-1-1 パリエーション									
スケール内容	入居者に食事	入居者に食事を楽しんでいただくため、メニューに変化をつけています							
	か。	か。							
	A 季節・祝	A 季節・祝祭日ごとのメニューのほかに、日常の食事においては毎食、							
	選択メニュー	選択メニューを実施している。							
	B 季節・祝	祭日ごとのメ	ニューのほか	に、日常の食	事においては週1回				
	以上の選択メニューを実施している。								
	C 上記の取	C 上記の取り組みを行っていない。							
評価のポイント	日常の食事以	人外に行事メニ	ニューや季節	ごとのメニュ	一を立て、食事の楽				
	しさを演出し	しさを演出しているホームは多いと考えられる。							
	本項目では、これらの取り組みを行った上で、毎食において選択メニュ								
	一を実施している場合をAとした。								
評価結果	Α	В	С	非該当					
	24.3%	34.0%	41.5%	0.2%					

5−1−2 入居者のニーズの反映						
スケール内容	入居者の嗜好	7や希望をサー	- ビスに反映	させるための	取り組みを行ってい	
	ますか。					
	A 日常的な	残量チェック	と必要に応じ	た各種の嗜好	調査を行い、さらに	
	食事サービス	について入居	者と職員が	話し合える機:	会を設けている。	
	B 日常的な	残量チェック	と、必要に応	じた各種の嗜	好調査を実施してい	
	る。					
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。			
評価のポイント	入居者の最大	の楽しみは、	食事にある	が、全員の嗜	好を満足する食事の	
	提供は困難で	ぎある。ホー ⊿	ムがアンケー	ト等の調査を	実施して、食事サー	
	ビスの質の向]上を図る取り	組みをBと	した。		
	さらに、運営	は懇談会等以タ	トの場を設け	、入居者と職	員が話し合える場を	
	設置している場合についてAとした。					
評価結果	Α	В	С	非該当		
	61.0%	34.5%	4.4%	0.2%		

5-2-1 自立の観点での食事介助								
スケール内容	食事をとるこ	食事をとることが不自由な入居者に対する食事サービスの質の向上につ						
	いて、どのよ	いて、どのような取り組みを行っていますか。						
	A 個別ケア	A 個別ケアプラン上に改善目標を立てた上で、自助具を活用するなど、						
	入居者が自力	」で食事をとれ	しるようなエ :	夫を行っていん	ა			
	B 自助具を	活用するなど	し、自力で食	事がとれるよ	うな工夫を行ってい			
	る。							
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。					
評価のポイント	食器の把持か	《困難な入居者	旨に対する食	事サービス提	供について、入居者			
	に食べさせる	に食べさせることだけでサービスを提供する場合はCとなる。						
	個別ケア計画に基づき必要な食事サービスを提供する場合をAとした。							
評価結果	Α	В	С	非該当				
	79.2%	18.5%	2.0%	0.3%				

5-2-2 疾病に対応した食事の提供								
スケール内容	機能障害・卵	機能障害・疾病等により、栄養管理や調理に配慮が必要な入居者に対し						
	て、どのよう	な対応を行っ	ていますか。	5				
	A 一時的な	疾病の場合に	調理上の工夫	を行うほか、	入居者の慢性的な機			
	能障害や疾患	鼠に対して、圏	医師の指示等	に基づく治療	食(カロリー・塩分			
	制限食など)	を提供してい	る。					
	B 一時的な	疾病等の場合。	、調理上のエ	夫を行ってい	いる。			
	C 上記の対	応は行っている	ない。					
評価のポイント	調理上の工夫	きとは、「きざ 。	み食やミキサ	一食、とろみ	食」などを指す。			
	Aでいう治療	そ食は、心臓症	病食、高血圧	食、肝臓病食	、糖尿食、等、恒常			
	的な内疾患等に対応した食事の提供を指す。							
評価結果	Α	в	С	非該当				
	94.8%	5.0%	0.0%	0.2%				

5-2-3 適温での提供	
スケール内容	温かいものは温かく、冷たいものは冷たい状態で提供していますか。
	A 食事時間内であれば、いつでも適温で食事を提供している。
	B 調理はすべて食事開始時点までに終了しているが、保温食器等の工夫
	をしている。
	C 適温への配慮は行っていない。
評価のポイント	本項目では、適温食への対応の度合いによる評価である。
	保温食器については、厚生労働省の通知に「保温食器は名称・材質の如
	何を問わず、保温機能を有する食器であれば差し支えないこと」との規
	定がある。
	Bは、適温食用の保温食器等の工夫をしながら、適温食の提供に努めて

	いる場合。	このでも 海泪を	* <i></i> * + + + +	1-1十	县战 ①秦市吐眼市
					員が、①食事時間内 器面(保温・保冷配
	膳車、保冷酯	2.膳車、保温ト	・レイ、等)(の取り組みが。	必要となる。
評価結果	Α	В	С	非該当	
	81.7%	15.5%	2.7%	0.2%	

5-2-4 個別の食事管理								
スケール内容	要介護者ごと	:に、個別栄養	管理に基づ	く食事が提供	されていますか。			
	A 栄養士の	栄養管理によ	り、個々の入	.居者に合った	食事が提供されてお			
	り、必要に応	じケース会議	養等において	看護・介護部	門等、他職種との連			
	携を図ってい	いる。						
	B 栄養士が	栄養管理を行	い、要介護者	の健康状態や	咀嚼・嚥下能力に応			
	じた食事が提	提供されている) _o					
	C 栄養管理	に基づく食事	は提供してい	ない。				
評価のポイント	要介護者に対	すして栄養士が	『個人に合っ	た栄養管理を	実施している場合を			
	B とし、さら	らに、ケース会	除議等には多	職種が参画で	きることとされ、入			
	居者の栄養物	居者の栄養状態や適切な食事提供について検討している(できる)状況						
	を A とした。							
評価結果	Α	В	O	非該当				
	61.1%	16.3%	22.1%	0.5%				

5-2-5 口腔ケアへの取り組み							
スケール内容	口腔ケアが必	口腔ケアが必要な入居者に対し、どのような取り組みを行っていますか。					
	A 職員によ	り口腔ケアを	行うほか、協	おカ契約を締結	する歯科医によって		
	入居者の口閣	と管理や口腔指	i導が行われ゛	ている。			
	B 食後や就	寝前の歯磨き	、義歯の管理	などの個別ケ	アを行っている。		
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。				
評価のポイント	令では、指定	≧特定施設は−	一般の医療協	力機関のほか	に、歯科医療機関と		
	の協力契約を	子努力義務とし	ている。				
	一般的な口腔	望ケアへの取り	リ組みを行っ	ている場合を	Bとし、さらに、外		
	部の歯科医療	₹機関による口	腔管理・指達	導を行ってい	る場合をAとした。		
	(外部の歯科	斗医療機関につ	ついては、介	護保険で求め	られる協力機関のほ		
	かに、介護保険指定事業としての「居宅療養管理指導」によるものも含						
	む)						
評価結果	Α	В	O	非該当			
	85.7%	10.7%	3.1%	0.5%			

《第6群》ケアマネジメント	項目数	第三者評価結果(割合)			
	快口双	Α	В	С	非該当
	1 5	68.0%	11.9%	9.0%	11.1%

6-1-1 介護の提供方	<u></u> 京針				
スケール内容	介護サービス	くを提供する♪	こで、入居者	の自立支援の	観点での取り組みを
	行っています	っか。 つか。			
	A 入居者の	残存機能を高	めるための:	介護方法をケ	ース会議等で組織的
	に検討して、	ケアプランを	作成してい	る。	
	В ケアプラ	ンを作成する	際に、入居者	の残存機能を	維持する観点での介
	護方法を検討	けしている。			
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。		
評価のポイント	指針では、フ	、居者の自立支	え援の観点に	立った介護の	提供が求められてい
	る。				
	令では、介語	護は入居者の心	身の状況に	応じ、入居者	の自立の支援と日常
	生活の充実に	- 資するよう、	適切な技術	をもって行わ	なければならない、
	と規定してい	いる。			
	自立支援の勧	見点に立ち、介	1護を提供す	る場合に入居	者の残存機能に着目
	し、これを維	持するための	方針を持って	こ介護方法を検	t討している場合を B
	とし、残存機	幾能を高めるた	こめの組織的	な取り組みを	行っている場合をA
	とした。				
	※特定施設で	ぎないホームに	ついては、【	【非該当】とす	る。
評価結果	Α	В	С	非該当	
	80.1%	3.3%	0.0%	16.6%	

6-1-2 接遇上の配慮	R
スケール内容	入居者に対する態度や言葉使いなど、接遇についての取り組みを行って
	いますか。
	A 接遇に関するマニュアルに基づき職員研修を実施し、さらに必要に応
	じて外部の職員研修へ参加するよう努めている。
	B 自尊心を傷つけたり幼児語を使用したりしないよう、接遇についての
	マニュアルを作成している。
	C 上記の取り組みを行っていない。
評価のポイント	標準的な接遇の方法が定められ、職員研修を実施している場合をAとし
	t= .

評価結果	Α	В	С	非該当	
	85.1%	11.6%	3.3%	0.0%	

6-1-3 介護保険の制	」度説明					
スケール内容	入居者や家族	等に対し、介	護保険制度	についての説	明を行ってい	ますか。
	A 制度全般	の説明や指定は	特定施設につ	いての具体的	は説明を行い	い、さら
	に介護保険の	利用における	らサービスの	選択権につい	ても説明を行	iってい
	る。					
	B 制度全般	の説明に加え、	、指定特定施	函設のサービス	・費用に関す	る具体
	的な説明を行	iっている。				
	C 特に行っ	ていない。				
評価のポイント	令では、①ス	、居者に対する	5 特定施設サ	ービスの提供	拒否を禁止す	る一方
	で、②入居者	が特定施設さ	トービスに代	えて他のサー	ビスを選択す	ること
	を妨げてはな	らない、と規	!定している	0		
	ホームは入月	帚望者に対し	/、入居契約	前に特定施設	利用契約につ	いても
	説明を行う事	務がある(1-	-1-2) が、ス	、居後、相当の	経過期間を紹	そて要介
	護状態になる	5際にも、あら	ためて特定	施設利用契約	内容を締結前]に説明
	する必要があ	る。				
	本項目のAで	いう、「入居	者や家族等 <i>σ</i>	意思の尊重」	とは、有料老	人ホー
	ムの入居者で	: あっても、フ	、居者の判断	で、指定特定	施設又はその	他の居
	宅系サービス	くを受給する選	星択権がある	ことを保護し	ているかどう	か、と
	いう点を評価	iしている 。				
	仮に、入居勢	2 約書等の契約	的文書におい	て、介護サー	ビスはホーム	が指定
	特定施設とし	て提供するも	トービスしか	受けられない	、といった記	載があ
	れば法律違反	であり、Cと	なる。			
	※特定施設で	ないホームに	ついては、	【非該当】とす	る。	
評価結果	Α	В	С	非該当		
	63.8%	19.9%	0.2%	16.1%		

6-2-1 ケアマネジメ	ントの実施
スケール内容	ケアマネジメントを実施していますか。
	A 責任者を決めて入居者ごとにケアマネジメントを実施し、サービス提
	供結果を評価した上で、利用者に合った介護方法の見直し等の検討を行
	っている。
	B 責任者を決めて入居者ごとにケアマネジメントを実施している。
	C 上記の取り組みを行っていない。
評価のポイント	個別のケアマネジメントが、PDCAのサイクルに則って実施され、な
	おかつサービス改善の取り組みを行っているか、を問うものである。
	※特定施設でないホームについては、【非該当】とする。

評価結果	Α	В	С	非該当
	81.3%	2.0%	0.2%	16.5%

6−2−2 個別アセスメントの実施								
スケール内容	ケアプランの作成に当たり、入居者毎のアセスメントが適切に行われて							
	いますか。	いますか。						
	A 入居者の	身体状況や生活	活状況を把握	するために、	手順を定めた上で個			
	別アセスメン	/トを行い、必	要な課題を	ケアプランにほ	明示している。			
	B 入居者の	身体状況や生活	活状況を把握	するために、	手順を定めて個別ア			
	セスメントを行っている。							
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。					
評価のポイント	入居者に必要	厚なサービスか	《、適切な個	別アセスメン	トに基づきケアプラ			
	ンに反映されているかどうか、を問うものである。							
	※特定施設でないホームについては、【非該当】とする。							
評価結果	Α	В	С	非該当				
	81.3%	1.4%	0.8%	16.5%				

6-2-3 ケアプランの作成								
スケール内容	入居者のケブ	プランにおけ	ける目標設定	と評価は、ど	のようになっていま			
	すか。	すか。						
	Α アセスメ	ントに基づく	ケアプランの	つ短・中期目標	について、到達、未			
	到達の評価と	:計画の見直し	を行ってい	る。				
	B アセスメ	ントに基づく	ケアプランに	、短・中期目	標を記載している。			
	C 上記の取	り組みを行っ	ていない。					
評価のポイント	入居者へのか	ト護サービスか	《中・長期的	な観点で(介	護予防・悪化防止の			
	観点で)計画・評価されているかどうかを問うものである。							
	※特定施設でないホームについては、【非該当】とする。							
評価結果	Α	В	C	非該当				
	77.9%	5.2%	0.5%	16.5%				

6-2-4 暫定ケアプラ	ランの作成
スケール内容	ホームへの入居日から介護サービスを提供する場合は、どのように対応
	していますか。
	A 入居前に暫定ケアプランによりサービスを提供し、入居者の不安やス
	トレスを軽減するための配慮を行っている。
	B 入居前に暫定ケアプランを作成してサービスを提供している。
	C 上記の取り組みを行っていない。

評価のポイント	ホームへのフ	居日から介記	隻サービスが	必要な入居者	の場合でも、事前に		
	居宅介護支持	爰事業所や医療	景機関との連	携により、提	供する介護サービス		
	のための暫力	≧的なケアプラ	ンを作成す	る必要がある。	,		
	本項目では、	こうした取り)組みに加え	、サービス提	供開始後の入居者の		
	不安感の除去等に努める取り組みについて、Aとした。						
	※入居時から介護サービスを必要とする者を受け入れていない場合は						
	【非該当】とする。						
評価結果	Α	В	С	非該当			
	66.6%	2.8%	12.1%	18.5%			

6-2-5 ケアプランの)見直し							
スケール内容	ケアプランの	見直し時にお	いて、現行	プランの評価	を踏まえた見直し案			
	の、入居者等への説明が行われていますか。							
	A 入居者等	の希望を踏ま	え、サービス	、提供結果の評	価を反映して変更案			
	を策定してい	いる 。						
	B 入居者等	の希望を踏ま	え、変更案を	策定している	0 0			
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。					
評価のポイント	令では、ケブ	ププラン変更な	よどの際にも	、入居者等の	意見を勘案すること			
	としている。	としている。						
	ここではさらに、提供した介護サービスの実施結果を適切に評価し見直							
	し案に反映させているものをAとした。							
	現行プランの評価を行なわずに見直し案を策定している場合はCとな							
	る。							
	※特定施設でないホームについては、【非該当】とする。							
評価結果	Α	В	С	非該当				
	80.6%	3.0%	0.0%	16.5%				

6-2-6 ケース会議等	その開催 こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう
スケール内容	多職種の職員が参加するケース会議等を、どのような頻度で開催してい
	ますか。
	A 要介護認定の変更・更新時などのほか、入居者ごとの必要性に応じて
	開催している。
	B 要介護認定の変更・更新時などに開催している。
	C 上記の取り組みを行っていない。またはケース会議に多職種が参画で
	きることとされていない。
評価のポイント	令では、サービス計画作成後においても、他の従業者(栄養士、フロン
	ト、事務職、等)との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービ
	ス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき
	課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとすることとし

	ている。 B は、要介記	護認定の申請用	持や変更・更	新時など、ケ	ース会議を行うべき	
	タイミングが固定されている場合である。 ケース会議の開催に計画性が見られない場合は、Cとなる。 ※特定施設でないホームについては、【非該当】とする。					
評価結果	Α	В	С	非該当		
	79.6%	2.8%	1.1%	16.5%		

6-2-7 ケース会議等	の個人情報利	用							
スケール内容	ケース会議等	まにおいて入居	含者の個人情	報を用いる場	合に備え、あらかじ				
	め本人等の同	意を得ていま	ぎすか。						
	A 入居者ま	たは家族等か	らあらかじめ	文書での同意	を得た上で、必要に				
	応じ検討結果	具について、当	i該入居者及i	び家族等へ報行	告している。				
	B 入居者ま	たは家族等か	らあらかじめ	文書での同意	き得ている。				
	C 特に合意	を得ていない。	•						
評価のポイント	令 33 では、	指定事業者に	対し、ケース	く 会議等におい	て入居者・家族の個				
	人情報を用し	ヽる場合には、	事前に文書	にて同意を得	ることを事業者に義				
	務付けている								
	他方、企第3	他方、企第 3-3 (21) ではこの入居者等の同意について、サービス提供開始							
	時に入居者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるもの								
	である、としており、指定特定施設利用契約締結時に包括同意を行うこ								
	とも認めてい	とも認めている。							
	入居者情報の保護の観点から、情報を使用した結果についても適切に当								
	事者へ報告を行う方法が採られている場合をAとした。								
	※特定施設で	ないホームに	ついては、「	【非該当】とす	る。				
評価結果	Α	В	O	非該当					
	73.2%	8.0%	2.5%	16.3%					

6-2-8 家族等との選	直携
スケール内容	入居者の生活や心身状況について、家族等への報告を行っていますか。
	A 入居者の状況について、定期的及び必要な都度、報告を行うとともに、
	施設内行事の案内を行うなど、積極的にホームの情報を発信し、入居者
	と家族等との交流の機会を確保するよう努めている。
	B 入居者の状況について、家族等へ定期的及び必要な都度、報告を行っ
	ている。
	C ホームが必要と判断した場合に、報告を行っている。
評価のポイント	指針では、身元引受人等への連絡について、①必要な場合の連絡とサー
	ビス提供況の定期報告、を規定している。
	令では、指定特定施設事業者は、常に入居者の家族との連携を図るとと

保するよう努めなければ						
文書・電話等により家族						
・護認定の変更申請を行う						
必要があると判断した場合、入院の必要が生じた場合など。						
連絡が定期的に行われ、さらに必要に応じて報告されている場合を B と						
した。						
その上で家族等の来館の機会を増やす取り組みなど、入居者と家族との						
交流を促進している場合をAとした。						
4						
Ó						
\						

6-2-9 身体拘束廃止	こへの取り組み				
スケール内容	身体拘束や抑	制の廃止に向	けた取り組む	みを、どのよう	うに行っていますか。
	A 事故防止	等、緊急やむ	を得ない場合	を除く、拘束	・抑制の廃止に向け
	たマニュアル	を定め、これ	に基づく取	り組みを行っ ⁻	ている。
	B 事故防止等	等、緊急やむ	を得ない場合	には、時間を	限定して車いすのべ
	ルトを使用す	ることなども	あるが、そ	の理由や結果	を記録し、家族の承
	認を受けてい	る。			
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。		
評価のポイント	令では、入居	者又は他のノ	居者等の生	命又は身体を	保護するため緊急や
	むを得ない場	合を除き、身	体的拘束そ	の他入居者の	行動を制限する行為
	を行ってはな	らない、と規	!定している。	•	
	さらに企では	、緊急やむを	そ得ず身体拘	束等を行う場	合には、その態様及
	び時間、その	際の入居者の	の心身の状況	、緊急やむを	得なかった理由を記
	録しなければ	ならないもの	とする、と	している。	
	車いすの安全	ベルトや、ヘ	ヾッドを柵で	囲むなど、代	替策を検討せず、ホ
	一ムのみの判	断で日常的に	:拘束・抑制:	を行っているナ	易合を、Cとした。
	Aは、ホーム	が組織的に身	┣体拘束廃止	に向けた組織	的活動を行っている
	(マニュアル	~作成、職員~	への理念の周	知、委員会の	設置、拘束の代替方
	法の検討、等	り場合となる	١.		
評価結果	Α	В	С	非該当	
	90.6%	6.4%	2.5%	0.5%	

6-3-1 職員の技術向]上						
スケール内容	介護職員の個	別性に着目し	た、介護技	術の向上への	取り組みを行ってい		
	ますか。						
	A 業務マニ	ュアルに基づ	き職員研修	を実施する上	で、職員の経験や能		
	力、職階を路	皆まえた職員研	「修計画を作」	成し、定期的に	に実施している。		
	B 標準的な	介護方法を示	した業務マニ	ュアルに基づ	き、必要に応じて職		
	員研修を実施	Ēしている。					
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。				
評価のポイント	指針では、耶	战員の採用時 ス	なび採用後に	おいて定期的	に職員研修を実施す		
	ること、とし	/、特に生活札	目談員及び直	接処遇職員に	ついては、高齢者の		
	心身の特性、	実施するサー	-ビスのあり	方及び内容、	介護に関する知識及		
	び技術、作業	美手順等につい	て職員研修	すること、とき	規定している。		
	令では、指足	≧特定施設入剤	f者生活介護	事業者は、特	定施設従業者の資質		
	向上のために	こ、その職員の	肝修の機会を	確保しなけれ	ばならない、と規定		
	している。						
	本項目の設問	間上の軸は、職	战員研修の計	画性にある。	スポットでの職員研		
	修の実施なの	か、ある程度	₹職種ごとに	計画性を持っ	ているか、1 年間の		
	(職種や職員	【ごとの)職員	.研修事業計i	画を定め、実力	施しているかどうか、		
	が評価の分かれ目となる。						
	※特定施設で	ないホームに	ついては、	【非該当】とす	る。		
評価結果	Α	В	С	非該当			
	35.9%	45.1%	2.7%	16.3%			

6-3-2 職員の認知症介護技術向上								
スケール内容	認知症の入局	書者の行動へ₫	対応につい	て、専門性を	高めるための取り組			
	みを行ってい	みを行っていますか。						
	A 認知症の	入居者の行動 [・]	や専門的な対	応方法につい	て、必要な職員研修			
	を行い、さら	に精神科医領	等の専門医と	連携し、具体	的事例の検討などを			
	行っている。							
	B 認知症の	B 認知症の入居者の行動や専門的な対応方法について、必要な職員研修						
	を行っている。							
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。					
評価のポイント	職員研修活動	職員研修活動を行う上で、協力医療機関その他の、精神科医や神経内科						
	医等、認知に関する専門医と連携し、具体的な事例検討を行っている場							
	合をAとした。							
評価結果	Α	В	С	非該当				
	46.9%	46.7%	6.4%	0.0%				

6−3−3 サービス評価の実施								
スケール内容	ホームが提供	ホームが提供する各種のサービスについて、評価事業に取り組んでいま						
	すか。							
	A 2年に1回以上、第三者評価を受審し、評価結果を公表することとし							
	ている。							
	B 2年に1	B 2年に1回以上、第三者評価を受審することとしている。						
	C 上記の取	り組みを行っ	ていない。					
評価のポイント	令では、指定特定施設は自らその提供する指定特定施設の質の評価を行							
	い、常にその	改善を図らな	こければなら:	ない、と規定	している。			
	本項目では、	第三者評価の	受審に最低	2 年に 1 回以.	上との定期性を求め、			
	さらに評価結果について公表している場合を、Aとした。							
	第三者評価の	実施にこの定	≧期性が見ら;	れない場合は	Cとする。			
	H18 年度より) 施行された	「介護サービ	ス情報の公表	制度」は、第三者評			
	価には当たら	ない。						
評価結果	Α	В	С	非該当				
	11.4%	13.9%	74.6%	0.0%				

	項目数	第三者評価結果(割合)			
第7群》ケアサービスの提供	久口玖	Α	В	C	非該当
	2 2	77. 2%	12.7%	1.7%	8. 4%

	I A 714					
7-1-1 健康管理						
スケール内容	看護職員によ	看護職員による、日常的な健康管理が行われていますか。				
	A 日常的に健康相談業務やバイタルのチェックを行い、さらに入居者ご					
	との情報管理を行っている。					
	B 日常的に健康相談業務を実施し、必要に応じパイタルのチェック(血					
	圧、体温、脈拍の測定)を行っている。					
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。			
評価のポイント	ホームにおけ	ナる看護職員 <i>0</i>	O役割は、日	常的な健康管	理、初期的処置、バ	
	イタルのチェックなどであるが、入居者別に健康管理を実施している場					
	合をAとした。					
評価結果	Α	В	С	非該当		
	93.9%	4.9%	0.9%	0.3%		

7-1-2 緊急通報への対応							
スケール内容	緊急通報には、適切かつ迅速に対応していますか。						
	A 夜間を含	め緊急通報へ	の対応方法を	定め、職員が	必ず居室訪問してい		
	る。						
	B 夜間を含め緊急通報への対応方法を定めている。						
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。				
評価のポイント	夜間の居室か	ヽらの緊急通報	设には誤報も	多い、その原	因には、枕元に端末		
	がある場合の	押し間違いな	り、認知症の	入居者の行動	による場合、などが		
	ある。						
	こうした入居者の特性などを把握した上でなお、居室訪問により対応を						
	行っている場	合をAとした	: •				
評価結果	Α	В	C	非該当			
	96.6%	0.6%	2.8%	0.0%			

7-2-1 閉じこもりの予防				
スケール内容	閉じこもりを予防するための取り組みを行っていますか。			
	A 対応が必要な入居者ごとに簡易なケアプラン等を作成し、組織的に対			
	応している。			
	B 入居者の生活意欲向上のための対策を講じている。			
	C 上記の取り組みを行っていない。			

評価のポイント	が挙げられる 施しているも	らが、アセスス のをAとした	ソントを行い :。	、必要なサー	「社会・環境的要因」 ビス提供を計画・実 者であるかを問わな
評価結果	Α	В	C	非該当	
	88.2%	11.0%	0.6%	0.2%	

7-3-1 個別ケア(入浴)の実施					
スケール内容	入浴方法につ	いて、入居者	市の心身状態し	こ対応している	ますか。
	A 入居者の	心身状態に応	じて、入浴を	シャワー浴や	清拭などの代替手段
	にしたり、フ	(浴日を変更し	したりするな	どし、さらに	必要に応じて朝・夜
	など所定時間	引外の入浴も実	ҟしている。	•	
	B 入居者の	心身状態に応	じて、入浴を	シャワー浴や	清拭など代替手段に
	したり、入浴	왉日を変更した	:りするなど	している。	
	C 上記の取	り組みを行っ	ていない。		
評価のポイント	令では、自身	入浴が困難な	入居者につ	いて、1週間	に2回以上、適切な
	方法により、	入浴させ、ス	マは清しきし	なければなら	ない、と規定してい
	る。				
	ホームでは、	入浴時間を対	対象者全員に	対し曜日や時	間を定めて実施して
	いるのが一般	段的だが、入月	引者の状況を	踏まえ、入浴	を清拭に切り替えた
	り、曜日変更	更で対応したり	りするなどに	配慮した取り	組みを行っている場
	合をBとした	こ。その上で、	所定入浴時	間外でも入浴	介助を実施する取り
	組み(オムッ	/ 交換に伴うシ	vャワー洗浄:	を除く)につい	ハてAとした。
	※特定施設で	ぎないホームに	ついては、	【非該当】とす	る。
評価結果	Α	В	С	非該当	
	34.8%	48.3%	0.6%	16.3%	

7-3-2 入浴介助時の)プライバシ―配慮
スケール内容	介護浴室での入浴介助を行う際、衣服の着脱時などに、プライバシーに
	配慮するための取り組みを行っていますか。
	A 脱衣室をドアやカーテンで仕切り、入居者にタオルを掛けるなど、衣
	服の着脱時に他人に裸体を見られないような配慮を行っている。
	B 脱衣室はドアやカーテンで仕切り、入居者ごとに衣服の着脱介助を行
	っている。
	C 上記の取り組みを行っていない。
評価のポイント	企では、介護サービス等の実施に当たって、入居者の人権を十分に尊重
	して実施するものと規定している。
	脱衣室で衣服の着脱介助を行う場合、裸体を他人の目に触れないような

	配慮を行っている場合をAとした。 ※特定施設でないホームについては、【非該当】とする。					
評価結果	Α	A B C 非該当				
	77.3%	4.1%	2.4%	16.3%		

7-3-3 入浴環境の整						
スケール内容	入居者の身体	状況に応じた	:、入浴環境	を整備している	ますか。	
	A 複数種類	の介護浴槽の	うち、入居者	に合ったもの	を選択できる。	
	B 1種類の	介護浴槽で対	応している。			
	C 入居者が	利用できるの	は、一般的な	浴槽のみであ	る。	
評価のポイント	企では、入浴	らの実施に当た	こって、自ら	入浴が困難な	入居者の心身の状況	
	や自立支援を	と踏まえて、特	持別浴槽を用	いた入浴や介	助浴等適切な方法に	
	より実施するものとする、と規定している。					
	介護浴槽を割	设置しているか	ペ、一般浴槽	(大浴場等)	で介助入浴を行う場	
	合は、Cとは	はならない。				
評価結果	Α	В	C	非該当		
	85.7%	9.2%	1.4%	3.6%		

7-3-4 入浴介助中の事故防止対策					
スケール内容	入浴中の事故	防止への取り	組みを行って	ていますか。	
	A 転倒防止	への設備・備	品上の工夫を	行った上で、	複数の職員が介助を
	行っている。				
	B 複数の職	員が介助を行	っている。		
	C 入浴介助	は1人の職員	が行っている) _o	
評価のポイント	滑り止め(滑	りにくい床材	を含む)、段	差解消、浴槽	内の手すり設置、な
	どの対応により、事故防止を図っている場合をAとした。				
	※特定施設でないホームについては、【非該当】とする。				
評価結果	Α	В	С	非該当	
	85.7%	9.2%	1.4%	3.6%	

7-4-1 個別ケア(排泄)の実施					
スケール内容	入居者の、排泄の自立に向けた取り組みを行っていますか。				
	A 自立に向けて入居者個別の排泄ケア計画を策定・実施している。				
	B おむつを使用していても、トイレやポータブルトイレなどへ誘導して				
	いる。				
	C 特に取り組んでいない。				

評価のポイント	令では、入局	居者の心身のも	犬況に応じ、	適切な方法に	より、排泄の自立に
	ついて必要な	よ援助を行うこ	とを義務付	けている。	
	トイレ誘導を	を行う程度の耳	以り組みの場	合はB、個別	に専門的な失禁ケア
	(排泄記録表	長、排泄のタイ	ミングや日	中の水分補給、	排泄方法(おむつ、
	トイレ誘導、	Pトイレなと	ご)の検討を	行い、排泄の	自立に向け取り組ん
	でいる場合を	EAとした。			
	※特定施設でないホームについては、【非該当】とする。				
評価結果	Α	В	С	非該当	
	77.1%	6.1%	0.2%	16.6%	

7-4-2 排泄介助時σ	7-4-2 排泄介助時のプライバシー配慮					
スケール内容	ベッド上で排	‡泄介助を行う	5 場合、入居	者のプライバ	シーの配慮などの取	
	り組みを行っ	ていますか。				
	A 排泄介助	の際は、入居	者にタオルを	掛けるなどプ	ライバシーへの配慮	
	を行い、さら	に排泄につい	ヽての入居者	等の要望を尊	重して排泄介助を行	
	っている。					
	B 排泄介助	の際は入居者	にタオルを掛	けるなどし、	プライバシーに配慮	
	している。					
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。			
評価のポイント	「入居者等 <i>0</i>	要望」: 排泄:	方法や時間な	ど、排泄に関	する本人又は家族の	
	要望を指す。					
	入居者等の要	望を尊重した	よがら排泄介	助を検討・実	施している場合をA	
	とした。					
	※特定施設でないホームについては、【非該当】とする。					
評価結果	Α	В	O	非該当		
	80.3%	2.8%	0.5%	16.5%		

7-4-3 おむつ交換の)実施
スケール内容	おむつを使用する場合、おむつ交換については入居者個別の取り組みを
	行っていますか。
	A 日中及び夜間のおむつ交換は、時間を問わず入居者ごとに随時行って
	いる。
	B 日中は定時及び随時交換を行い、夜間帯は定時交換を行っている。
	C おむつ交換は日中か夜間かを問わず定時でのみ交換する。
評価のポイント	入居者個別の自立支援という観点から、おむつの随時交換を、職員配置
	が多い日中だけでなく、夜間についても実施している取り組みについて
	Aとした。
	※特定施設でないホームについては、【非該当】とする。

評価結果	Α	В	С	非該当
	79.5%	3.9%	0.2%	16.5%

7-4-4 臭気への配慮	Ī.					
スケール内容	臭気を取り隙	くことに配慮	した排泄介	助を行っている	ますか。	
	A 排泄介助	は速やかに行	い、必要に応	じ寝具・衣服	もの交換、洗濯などを	
	行い、臭気を	早急に取り際	余くよう努め	るとともに、	専用の脱臭機器等を	
	使用するなど	して臭気を取	り除いてい	る。		
	B 排泄介助	は速やかに行	い、寝具・衣	₹服の交換、洗	濯などにより、臭気	
	を早急に取り	除くよう努め	ている。			
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。			
評価のポイント	居室の臭気を	取り除き、快	適に過ごし	ていただくたる	めの取り組みとして、	
	人の手による	努力をBとし	、さらに専	用の脱臭機器	・換気システム上の	
	脱臭装置など(人の手によるスプレーの散布等の都度対応は除く)まで					
	設置している場合をAとした。					
	※特定施設で	ぎないホームに	ついては、	【非該当】とす	·る。	
評価結果	Α	В	С	非該当		
	41.5%	40.9%	0.9%	16.6%		

7-4-5 排泄介護用具の選定					
スケール内容	入居者の身体	に合った排泄	介護用具の	選定を支援し	ていますか。
	A 排泄介護	用具について	、入居者の身	体に合わせる	ための工夫や用具の
	見直しの検討	†を行った上で	、選定の支	援を行っていん	3 .
	B 排泄介護	用具の選定に	ついて支援を	行っている。	
	C 排泄介護	用具の選定は、	入居者等に任	せている。	
評価のポイント	令では、消耗	€品であるオ⊿	ンツは実費徴	収のできる排	泄用品とされている
	が、備品として使用されるもの (Pトイレ等) については、ホームが備え				
	るか入居者の自己負担がどうかの線引きが明確になっていない。				
	ここでは、排泄介護用品について、入居者のフィッティングを含めて支				
	援している場合をAとした。				
評価結果	Α	В	C	非該当	
	86.5%	11.3%	1.9%	0.3%	

7-5-1 褥瘡予防	
スケール内容	褥瘡の予防や対応について、具体的な取り組みを行っていますか。
	A 必要な業務方法をマニュアルに定め、体位交換やエアマットの使用な
	ど具体的な予防・対応に取り組むとともに、医療機関との連携を図ってい
	ర .
	B 必要な業務方法をマニュアルに定め、体位交換の実施やエアマットの

	使用など、具体的な予防・対応に取り組んでいる。				
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。		
評価のポイント	個別性の高い	∖褥瘡の予防・	対応などに	ついて、個別	・具体的な取り組み
	を行っている場合をBとし、さらに医師の指導を受けるなどして介護の				
	専門性を高める取り組みを行っているものについてAとした。				
	※特定施設でないホームについては、【非該当】とする。				
評価結果	Α	В	С	非該当	
	67.1%	9.1%	7.4%	16.5%	

7-5-2 寝・食分離へ	の取り組み					
スケール内容	入居者を寝たきりにさせないための取り組みを行っていますか。					
	A 食事は極	カ離床してと	るか、ギャッ	ジベッド等に	より確保してとるほ	
	か、入居者が	《参加できる旅	施設内・外で	のアクティビ	ティを計画して実施	
	している。					
	B 食事は極	カ離床してと	るか、ギャッ	ジベッド等に	より座位を確保して	
	とるようにしている。					
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。			
評価のポイント	総臥床時間を	総臥床時間を減らす努力について、寝・食分離への取り組みを行ってい				
	る場合をBとし、さらに、離床してのアクティビティ実施に取り組んで					
	いる場合をAとした。					
	※特定施設でないホームについては、【非該当】とする。					
評価結果	Α	В	O	非該当		
	82.1%	1.3%	0.0%	16.6%		

7-5-3 福祉用具の選	7-5-3 福祉用具の選定						
スケール内容	入居者が車いすや杖などを必要とする場合、どのような対応を行ってい						
	ますか。						
	Α 車いすや	杖の選定につ	いての相談に	対応し、選定	後は身体に適してい		
	るかどうかの	モニタリング	を行っている	る。			
	B 車いすや杖の選定について、相談に対応している。						
	C 特に対応	していない。					
評価のポイント	本項目では、福祉用具を使用する入居者の身体へのフィッティングまで						
	行っている場合をAとした。						
	なお、ここでいう「福祉用具」とは、介護保険法に定める一般的な福祉						
	用具を指す(車いす、褥瘡予防用具、歩行器、歩行補助杖、等)。						
評価結果	Α	В	С	非該当			
	84.0%	14.7%	1.1%	0.2%			

7-5-4 館外での介助								
スケール内容	1人で外出することが困難な入居者について、散歩・外出介助等に取り							
	組んでいますか。							
	A 散歩や外	出時の介助に	ついて、ケア	プランに組み	込んで実施し、外出			
	を拒否するみ	、居者に対して	も、計画性	をもって働きフ	かけを行っている。			
	B 散歩や外	出時の介助に	ついて、ケ	アプランに組	み込んで実施してい			
	る。							
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。					
評価のポイント	特に身体・精神的な理由から、引きこもりがちになる入居者に対し、ケ							
	アプラン上での目標設定を行い、外出等への働きかけを実施している場							
	合を A とした。							
	※特定施設でないホームについては、【非該当】とする。							
評価結果	Α	В	С	非該当				
	71.8%	6.1%	5.5%	16.6%				

7-5-5 機能訓練の実	Ĕ施				
スケール内容	入居者の個別	性を重視した	:機能訓練を	実施していまっ	すか 。
	A 入居者ご	とに機能訓練	計画書を作成	し、個別ケア	を行っている。
	B 日常のア	クティビティ	に、ADL向	上のためのメ	ニューを取り入れて
	いる。				
	C 上記の取	り組みを行っ	ていない。		
評価のポイント	令では、機能	訓練指導員は	:、「日常生活	を営むのに必	要な機能の減退を防
	止するための)訓練を行う育	能力を有する	者」により実	施され、当該職員は
	他の職務に従	Ě事できる(兼	孫)、と規定	こされている。	
	企では、この)「能力を有す	「る者」につ	いて、理学療	法士、作業療法士、
	言語聴覚士、	看護職員、柔	を道整復師、	あんまマッサ	ージ指圧師等、と規
	定している。				
	ホーム内での)機能訓練につ	いては、①	看護職員等が	機能訓練指導員を兼
	任し、医師の)指示の元で機	機能訓練を実	施している場	合、②介護保険給付
	上の機能訓練	棟体制加算を引	そけ、企に定	める職員を「	専任」で配置する場
	合、等がある	らが、いずれの	り場合におい	ても、個別に	計画を立てて実施し
	ている場合を	:Aとした。			
	介護予防体損	など、入居者	iー律に実施	する取り組みし	は、Bとする。
	※特定施設で	ないホームに	ついては、	【非該当】とす	る。
評価結果	Α	В	С	非該当	
	58.3%	24.9%	0.6%	16.1%	

7-5-6 居住環境の整備							
スケール内容	認知症の入居者のための、環境整備を行っていますか。						
	A 居室内の	安全性を確保	し、穏やかに	生活するため	の環境整備を行い、		
	さらに共用部	部分に認知症(の入居者だけ	ナでくつろげ	る場所を確保してい		
	る。						
	B 居室内の	安全性を確保	し、入居者の	思い出の品を	置くなど、穏やかに		
	生活するため	の環境整備を	行っている。	•			
	C 上記の取	り組みを行って	ていない。				
評価のポイント	「居室内の第	そ全性の確保」	は、火元の	管理や刃物類	の管理、窓からの転		
	落防止等の取	マり組みを指し	、「穏やかに	生活するため	の取り組み」は、写		
	真や思い出の)品々などを置	置いたり、生	き物を飼った	りするなど、情緒の		
	安定につなか	くるような取り	組みを指す。	•			
	さらに、日中	っを居室以外の)場所で過ご	していただく	ため、共用部分に認		
	知症の入居者	育だけでくつ?	がげる、区画	されたデイル	ーム等のスペースを		
	設置している	場合について	Aとした。				
評価結果	Α	В	С	非該当			
	47.6%	51.3%	0.9%	0.2%			

7-5-7 他の入居者との関わりの支援									
スケール内容	認知症の入局	居者の行動特性	上について、	他の入居者に	理解を求めるための				
	働きかけを行	働きかけを行っていますか。							
	A 認知症の	入居者の行動に	について他の	入居者に説明	を行い、交流の機会				
	を持つような	取り組みを行	っている。						
	B 認知症の	入居者の行動に	について、他	の入居者に説	明を行っている。				
	C 上記の取	り組みを行っ	ていない。						
評価のポイント	認知症の入居	者を完全に分	離して介護	するだけでな	く、認知症でない入				
	居者との間で	ぎ交流が持てる	るよう理解を	求め、レクリ	エーションを実施し				
	たり、サーク	7ル活動を共に	こしたりする	などに取り組	んでいる場合を、A				
	とした。								
評価結果	Α	В	С	非該当					
	94.4%	2.8%	2.7%	0.2%					

7-6-1 医療機関との協力							
スケール内容	どのような医療機関との間で、協力関係を確保していますか。						
	A 歯科医療機関を含む医療機関との間で、往診や入院、夜間対応などに						
	ついての医療協力を締結している。						
	B 医療機関との間で、往診や入院、夜間対応などについて、協力契約を						
	締結している。						

	C 上記の取	り組みを行って	ていない。			
評価のポイント	指針では、医	を療機関と協力	契約を結び、	、当該協力医療	寮機関との協力内容、	
	当該協力医療	聚機関の診療科	4目等につい	て入居者に周	知しておくこと。ま	
	た、協力内容	界に医師の訪問	間による健康	相談、健康診	断が含まれていない	
	場合には嘱託	氏医を確保して	おくこと、	と規定されてい	いる。	
	令では、指定	≧特定施設は、	入居者の病	状の急変等に	備えるため、あらか	
	じめ、協力图	医療機関を定め	りておかなけ	ればならない	とし、さらに協力歯	
	科医療機関と	:も協力関係に	あるよう求る	めている。		
	歯科を含む図	医療機関との間	間で具体的な	協力契約を締	結している場合をA	
	とした。					
	なお、医療協力契約を文書で締結していない場合は、すべて 0 とした。					
評価結果	A	В	O	非該当		
	92.8%	6.9%	0.3%	0.0%	•	

7-6-2 家族との医療面での連携								
スケール内容	入居者の入退	入居者の入退院時に、必要に応じて家族との連携を図っていますか。						
	A 緊急時を	除き事前に家具	族へ連絡を行	い、必要に応	じ担当医と家族との			
	連携の支援を	行っている。						
	B 緊急時を	B 緊急時を除き、家族へ事前に連絡を行っている。						
	C 家族への	事後報告で対	応している。					
評価のポイント	家族が遠方にいる場合でも、入居者の病状や手術の実施など、家族が知							
	っておくべき内容などについて、医師と家族のコミュニケーションを支							
	援している場合を、Aとした。							
評価結果	Α	A B C 非該当						
	95.9%	3.0%	1.1%	0.0%				

7-6-3 服薬管理の実	尾施
スケール内容	入居者の服薬管理を、どのように行っていますか。
	A 誤薬防止のための業務手順をマニュアルに定めた上で、看護職員によ
	る服薬管理を行っている。
	B 看護職員により、服薬管理が行われている。
	C 服薬管理を行っていない。
評価のポイント	「服薬管理」:入居者への与薬・服薬の確認を指す。
	誤薬防止方法(与薬時の二重チェック、服薬チェック表の使用、服薬後
	の容器回収による確認等)の業務手順をマニュアルに定めた上で服薬管
	理が実施されている場合を、Aとした。
	ここでは、入居者への配薬と、服薬時の立会いのいずれかを介護職員が
	担う場合も可とする。

評価結果	Α	В	С	非該当
	82.3%	14.7%	3.0%	0.0%